

SSKA 脊損のしおり

1971年8月7日第3種郵便物認可(毎月6回1の16の日発行)
2003年10月27日発行SSKA増刊通巻第4678号

高齢者・障害者のための宿泊施設
のバリアフリーに関する調査研究

報 告 書

平成14年度 丸紅基金福祉助成事業

社団法人 全国脊髄損傷者連合会

まえがき

本報告書は、社会福祉法人丸紅基金福祉助成を受けて「高齢者・障害者のための宿泊施設のバリアフリーに関する調査研究」の結果をまとめたものである。

ホテルや病院、デパートなど不特定多数の者が利用する特定建築物にバリアフリー化を義務付ける「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の推進に関する法律」いわゆるハートビル法が1994年に施行された。次いで厚生省が推進した「障害者や高齢者にやさしい街づくり推進事業」、そして2000年に施行された交通バリアフリー法などにより現在では全国的にバリアフリー社会が進展してきた。

また、ハートビル法は2003年に改正され、学校、事務所、共同住宅等その対象建築物の範囲の拡大やまた床面積2千㎡以上の特別特定建築物（ホテル又は旅館を含む）のバリアフリー化が義務付けられるなど更に拡充が進んできた。

このように、移動制約者である高齢者や身体障害者が必要としているアクセシブルな社会環境は近年飛躍的に整備がすすみ、国外、国内ともに障害のない人と同じようにより自由に旅行を楽しむことができるようになってきた。

しかし、その移動制約者のなかでも、とりわけ車いす使用者の旅行については、交通機関のアクセス問題をはじめとして、宿泊施設とその周辺の観光資源のバリアフリー化等を考えると、バリアフリー社会が進展しつつある現在でもなお厳しい状況にあり、まだまだそれほど自由に旅行が楽しめるというわけではない。現在でも、旅先でトイレは利用できるが、本人の身体機能や宿泊施設の設備的な理由により風呂を利用することを諦めている多くの車いす使用者がいる。

このように、車いすを使用している高齢者や障害者が旅行するうえで最も必要としているのは、先ず初めに旅先での宿泊施設の正確なバリアフリー情報である。

本調査は、国内の約7千のホテルと約6万の旅館、またその他公共の宿などがある中で、バリアフリー設備が整備されていると目される約4千を対象に調査を行い、日本の宿泊施設におけるバリアフリー現状を明らかにするとともに、車いす使用者が利用できるホテル、旅館、その他公共の宿など、宿泊施設の情報を高齢者、身体障害者など広く一般に提供するものです。

2003年10月

社団法人 全国脊髄損傷者連合会
理事長 妻 屋 明

目 次

第1章 調査の概要	
1. 調査の目的	P1
2. 調査対象	P1
3. 調査方法	P2
4. 調査内容	P5
5. アンケート回収結果	P8
第2章 調査結果	P10
第3章 考 察	P25
第4章 調査結果のまとめ	
1. 調査研究の成果	P30
2. 当事者からの提言	P30

添付資料

- ・都道府県別返信状況
- ・宿泊施設のバリアフリー調査（結果数値）
- ・高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則
- ・身体障害者補助犬法の概要

第 1 章 調査の概要

1. 調査の目的

車いす使用者の団体である社団法人全国脊髄損傷者連合会では、車いす使用者の旅行を支援することを目的に、全国約 4,500 名の会員の調査協力を得て、1984 年に第 1 版の「全国車いす宿泊ガイドマップ」を発行、車いす使用者が宿泊できると判断した約 400 施設を紹介したのをはじめ、1987 年には第 2 版を発行し、約 500 施設を紹介した。しかし、これらの宿泊施設は、玄関から客室のベッドまではバリアフリーではあるものの、その殆どは施設内に障害者用トイレが 1 箇所設置されているだけでしかなかった。

一概に身体障害者や高齢者のためのバリアフリーといっても、なかなかそれぞれの障害特性に合致した施設整備が望める術もなかった時代からようやく 1994 年に「高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の推進に関する法律」いわゆるハートビル法が公布され、デパート、劇場、ホテル等の不特定かつ多数の者が利用する建築物にバリアフリーに関する一定の基準が制定された。

当団体はこの年にも第 3 版の「全国車いす宿泊ガイド」を発行し 844 施設を紹介した。そして更に、1998 年には第 4 版である「全国車いす宿泊ガイド 2001」を発行、身体障害者専用室のある 798 施設、障害者用トイレ設置施設 933 施設を含む全国 1,700 余りの施設を紹介した。

このように社会のバリアフリー化が進むにつれて、車いす使用者が利用可能な宿泊施設が年々増加してきた。

しかし、旅行の多様化を考える上では質、量ともに必ずしも多いとはいえ、全国の車いす使用者からは宿泊施設のバリアフリー化はもちろんのこと、今では障害者や高齢者に限らずどのような人でも利用できるユニバーサルデザインの考え方を取り入れた質の高い宿泊施設に大きな期待が寄せられてきている。

本調査は、2003 年 4 月 1 日から改正ハートビル法が施行されたことを踏まえ、少なくとも車いす使用者が円滑に利用することができる全国の宿泊施設の質とその量に着目し、その問題点や改善点などについて車いす使用者の立場で提言を行い、同時に施設事業者に対してバリアフリーに関する考え方をより一層浸透させることを目的として行なった。

2. 調査対象

調査対象は 3,987 施設。調査の対象としたのは、市販されている国内のホテル、公共の宿等のガイドブック 9 冊。また当団体が発行した「全国車いす宿泊ガイド 2001」や月刊の会報紙「脊損ニュース」、その他インターネット等から合計約 21,000 施設の情報をもとに、

各ガイドブックの内容から車いすマークがついていることを目途として、車いす使用者が利用可能であると目される 3,987 施設を選定した。また『人にやさしい宿'99 東日本及び西日本』に関しては、「車いすの貸し出しあり」又は「盲導犬の受入れ可能」である施設も対象にした。

【調査対象選定のための資料一覧】

- ・ 宿泊ガイド 2001 (作成時元データ) (全 3,010)
- ・ 宿泊ガイド 2001 [全国脊髄損傷者連合会発行] (全 1,736)
- ・ 全国ホテルオールガイド [山と溪谷社] (全 5,457)
- ・ 全国ホテルガイド [実業之日本社] (全 4,921)
- ・ バリアフリーの宿 [山と溪谷社] (全 430)
- ・ 全国ペンションガイド [山と溪谷社] (全 700)
- ・ 公共の宿オールガイド東日本編 [実業之日本社] (全 1,100)
- ・ 公共の宿オールガイド西日本編 [実業之日本社] (全 1,100)
- ・ 全国温泉のある公共の宿 [実業之日本社] (全 1,000)
- ・ 人にやさしい宿'99 東日本 [旅のソフト化をすすめる会] (全 813)
- ・ 人にやさしい宿'99 西日本 [旅のソフト化をすすめる会] (全 665)
- ・ 脊損ニュース [全国脊髄損傷者連合会発行]
(平成 10 年 6 月より平成 15 年 3 月まで) (全 58)
- ・ その他 インターネット等

3. 調査方法

調査は、ホテル、旅館、公共の宿、ペンション、民宿など 3,987 施設に対し、「宿泊施設バリアフリーアンケート調査票」を送付するとともに、回答率を上げるために着払い用の返信用封筒を同封した。また車いす使用者が利用するための条件となる各設備についての説明書「宿泊施設のバリアフリー設備とは」を添付した。アンケートの回答に当たっては、施設のパフレット及び料金表、また身障者用客室がある場合はその平面見取り図の同封もお願いした。

しかし、アンケート票を送付した時期がゴールデンウィークにさしかかる 4 月 30 日だったためか、6 月 29 日の時点で約 35%の返信率と低率であった。このため、更に年 7 月 10 日、未回答の施設に対して再びアンケート調査票等を送付し回答を求めた。

この第 2 回目のアンケート票送付に当たっては、回答を返信用封筒による郵送に加え、ファクシミリによる回答や、また当団体の専用ホームページからの書き込み入力での回答も可能とした。

【調査依頼】

(第1回目) 調査票送付日 平成15年4月30日

送付先数 3,987施設

送付物 「宿泊施設のバリアフリーに関するアンケート調査ご協力をお願い」
「宿泊施設バリアフリーアンケート調査票」
「宿泊施設のバリアフリー設備とは」

(第2回目) 調査票送付日 平成15年7月10日

送付先数 2,416施設

送付物 ※第1回目と同様

尚、「宿泊施設バリアフリーアンケート調査票」に同封した「宿泊施設のバリアフリー設備とは」の内容は以下のとおりである。

宿泊施設のバリアフリー設備とは

ご参考までに車いす使用者が考えている宿泊施設のバリアフリー設備とは次のようなものになります。

車いすの諸元は

最大前長 120cm (使用者の足先等を含む) × 全幅 70cm × 最大回転半径は 110cm (JIS 標準寸法) 以内であると考えて下さい。

身障者用客室とは (図1参照)

車いす使用者が客室内でトイレ、洗面、風呂、ベッド等を円滑に利用できる構造になっていることが目途となります。

- ◎ 出入口の幅は 80cm 以上で、車いす使用者が容易に開閉して通過できること。
 - ◎ 室内は、車いす使用者が浴室、トイレ、洗面所、ベッド等へ円滑に移動できるよう十分な面積が確保されていること。
 - ◎ 客室内のトイレ、洗面所、浴室は、車いす使用者がそれぞれ円滑に利用できるよう、十分な床面積が確保されていること
 - ・ トイレは腰掛便座、手すり等が設置されていること。
 - ・ 洗面台は車いすのまま利用できる構造であり、洗面台の下に高さ 65cm 奥行き 45cm 以上の空間が確保されていること。
 - ・ 浴室は、湯船に手すりが設置されていて、シャワー等が設置してあること。
- また、室内の浴室、トイレ、洗面所への出入口の幅は 80cm 以上で段差は 2cm 以内であ

ること。

車いす使用者用トイレとは (図2 参照)

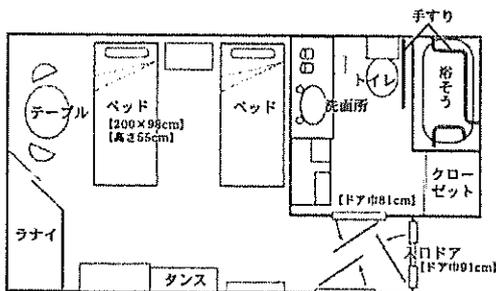
一般的にパブリックスペースに設置されている車いす使用者用トイレとは次のようになります。

- ◎ 出入り口の幅は 80cm 以上で、戸は車いす使用者が容易に開閉できる構造であって車いす使用者の通行の妨げになる段差を設けないこと
- ◎ 車いす使用者が円滑に利用できるように十分な床面積 (2m×2m 以上) が確保されていて、腰掛便座、手すり、手洗い器、平面鏡、緊急通報装置等が設置されていること。

施設内と施設外について

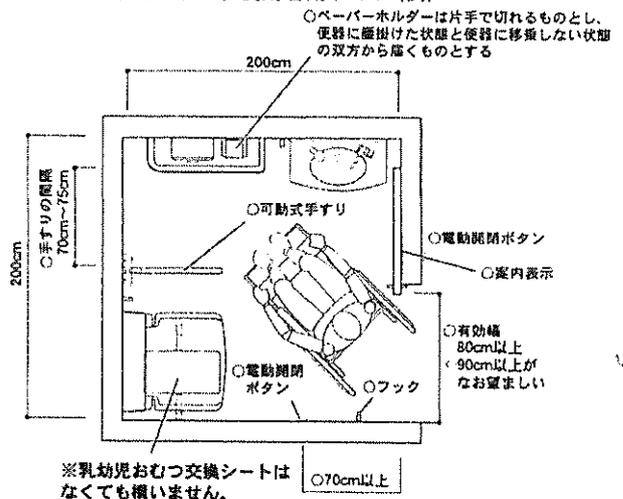
- ◎ 建物出入り口の幅は 90cm 以上であること。戸は自動開閉か、または車いす使用者が容易に開閉できる構造で、その前後に高低差がないこと。
- ◎ 廊下の幅は 180cm 以上であること。
- ◎ 一般客室及び身障者用客室、車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車場に通じる階へのエレベーターは、かごの出入口の幅は 90cm 以上で、奥行きは 180cm 以上であること、また、かご内と乗降ロビーの制御装置のボタンは、車いす使用者が操作しやすい位置に設置されていること。
- ◎ 車いす使用者用駐車場が設置されていること。
- ◎ パブリックスペースに車いす使用者用トイレが設置されていること。
- ◎ 客室の入り口の有効幅 80cm 以上あること。
- ◎ 施設内のレストランの入り口の有効幅は 90cm 以上で、段差がないこと、またはスロープ等で段差が解消されていて、車いすでテーブルに着くことができること。

図1 身障者用客室(例)



注) 下記の寸法を明記して下さい。
・客室入口、バスルーム入口の幅
・室内に段差がある場合は、その高さ
・ベッドの大きさ及び高さ 等
その他、手すり、スロープ等の表記もお願いします。

図2 車いす使用者用トイレ(例)



4. 調査内容

ハートビル法が2003年に改正されたことに続き、身体障害者の施設等の利用円滑化を図るため、身体障害者補助犬法が2003年10月1日から完全施行された。

調査内容はこれら法的なことも勘案しつつ、高齢者や障害者である車いす使用者が宿泊施設を円滑に利用するために必要な入口の段差やトイレ、身障者用客室、浴室等の諸設備などについて、全62項目の質問を行なった。

【調査項目】

名称等

- ・ 宿泊施設の正式名称
- ・ 郵便番号、住所
- ・ 電話番号、FAX番号
- ・ URL、E-mailアドレス
- ・ 記入者指名

建物等

- ・ 施設の種類 [ホテル/旅館/公共の宿/ペンション/民宿/コテージ/その他]
- ・ 階数 [地下/地上の階数]
- ・ 建物の総床面積
- ・ 部屋の種類 [洋室 (SGL/TWN/TRP) /和洋室/和室/身障者用客室(別頁図1参照)/その他]
- ・ 障害者割引料金 [なし/あり (内容)] ありの場合、その内容を記入
- ・ 定員
- ・ 駐車場 [台数、有料/無料] 台数と有料無料の別
- ・ ホームページからの予約 [不可/可]

①外部

- (1-1) 建物入口に段差はないか、又はスロープ等で段差が解消されていますか [はい/いいえ]
- (1-2) 駐車場はありますか [あり/なし]
- (1-3) 駐車場がある場合、車いす使用者用駐車スペースはありますか [あり(箇所数)/なし]

②共用部分

- (2-1) 廊下等の幅はどれ位ありますか [120cm未満/120cm～180cm/180cm以上]
- (2-2) エレベーターはありますか [あり/なし]
 - ・ エレベーターがある場合

- (2-3) 出入口の有効幅は 80cm 以上、奥行きは 135cm 以上のものですか [はい/いいえ]
- (2-4) 問 2-3 で表記数値未満の場合、各々の寸法をご記入下さい [出入口の有効幅/奥行き]
- (2-5) 貸し出し用の車いすはありますか [あり/なし]
- (2-6) 共用トイレはありますか [あり/なし]
- (2-7) 共用トイレがある場合、車いす利用者用トイレはありますか (別頁図 2 参照) [あり(箇所数)/なし]
- (2-8) 建物入口から客室まで、段差はないか又はエレベーター、スロープ等で段差が解消されていますか [はい/いいえ]

③ レストラン等

- (3-1) レストラン等 (食堂、喫茶軽食、和食処など) はありますか [あり(店数)/なし]
 - (3-2) レストラン等がある場合、車いすで利用可能なレストランはありますか [あり/なし]
- ※車いすで利用可能なレストランとは、下記のいずれにも該当するものとします。
- ・客室からレストラン等まで段差はないか又はエレベーター、スロープ等で段差が解消されている
 - ・車いすのままテーブルに着くことができる

④ 浴場等

- (4-1) 浴場等 (大浴場、露天風呂など) はありますか [あり/なし]
- ・浴場等がある場合
- (4-2) 浴槽へ入るための手摺はありますか [はい/いいえ]
 - (4-3) 浴場内に身障者のための補助具、設備等がありますか。ある場合、該当するもの全てにチェックを入れて下さい [入浴用リフト/シャワーチェア/スロープ/その他]
 - (4-4) 客室等から脱衣所まで段差はないか、又はスロープ等で段差が解消されていますか (下足場部分の段差一段は除く) [はい/いいえ]
 - (4-5) 脱衣所から浴槽まで段差はないか、又はスロープ等で段差が解消されていますか (洗い場入口の段差一段は除く) [はい/いいえ]

⑤ 一般客室

- (5-1) 客室入口の有効幅はどれ位ですか [65cm 未満/65cm~80cm/80cm 以上]
 - (5-2) 一般客室にバスルームはありますか [あり/なし]
- ・バスルームがある場合
- (5-3) バスルーム入口の有効幅はどれ位ですか [65cm 未満/65cm~80cm/80cm 以上]
 - (5-4) バスルーム入口の段差はどれ位ですか [2cm 未満/2cm~5cm/5cm 以上]

・バスルームとトイレが分かれている場合

(5-5) トイレ入口の有効幅はどれ位ですか [65cm未満/65cm～80cm/80cm以上]

(5-6) トイレ入口の段差はどれ位ですか [2cm未満/2cm～5cm/5cm以上]

⑥身障者用客室

(6-1) 身障者用客室はありますか [あり/なし]

上記質問で「ある」場合のみ、下記の質問にお答え下さい。

(6-2) 部屋の種類はどれになりますか。該当するもの全てにチェックを入れ、部屋数をご記入下さい。[和室/洋室(SGL/TWN/TRP)/和洋室/その他]

(6-3) 身障者用客室入口の有効幅はどれ位ですか [65cm未満/65cm～80cm/80cm以上]

(6-4) バスルームはありますか [あり/なし]

・バスルームがある場合

(6-5) バスルーム入口の有効幅はどれ位ですか [65cm未満/65cm～80cm/80cm以上]

(6-6) バスルーム入口の段差はどれ位ですか [2cm未満/2cm～5cm/5cm以上]

(6-7) バスルームでの補助具、設備等がありますか。ある場合、該当するもの全てにチェックを入れて下さい [入浴用リフト/シャワーチェア/手すり/その他]

・バスルームとトイレが分かれている場合

(6-8) トイレ内に手すりはありますか [あり/なし]

(6-9) トイレ入口の有効幅はどれ位ですか [65cm未満/65cm～80cm/80cm以上]

(6-10) トイレ入口の段差はどれ位ですか [2cm未満/2cm～5cm/5cm以上]

(6-11) 身障者用客室に下記の補助具、設備等がありますか。ある場合、該当する全てにチェックを入れて下さい。[ギャッジベッド/天井走行リフト/床走行リフト/その他]

⑦補助犬

(7-1) 補助犬に関して、該当するものにチェックを入れて下さい。

※補助犬とは、身体障害者補助犬法により認定された介助犬、盲導犬、聴導犬を指します

- 客室、レストラン等とも受け入れ可能
- 客室のみ受け入れ可能
- レストラン等のみ受け入れ可能
- 全館受け入れ不可

⑧視覚障害者、聴覚障害者関連

(8-1) 敷地入口からフロントまで、点状ブロック等または音声誘導装置はありますか [あり/なし]

(8-2) 客室ドアにルームナンバーの点字表示等、または音声案内等がありますか [あり/なし]

- (8-3) 客室内に点字や音声による客室内設備案内はありますか [あり/なし]
- (8-4) レストラン等には点字メニューの対応がなされていますか [あり/なし/レストラン等がない]
- (8-5) エレベーターは点字等により視覚障害者に配慮した構造となっていますか [はい/いいえ/ELVなし]
- (8-6) 客室内に音声による緊急連絡装置がありますか [あり/なし]
- (8-7) 聴覚障害者がフロントと連絡を取れる方法がありますか(館内 FAX 等) [あり/なし]

⑨その他

- (9-1) バリアフリーに関して、アピールする点があればご記入下さい。

・身障用客室がある場合、その平面見取り図を同封又は別頁図 1 を参照に記入して下さい。

注) ご記入の際、下記の寸法の明記をお願いします。

客室入口の幅 バスルーム入口の幅 室内に段差がある場合、その高さ ベットの大きさ及び高さ等]

また、戸の形状(自動扉、開き戸、引違い戸等)が分るように表記して下さい。

その他、手すり、スロープ等の表記もお願いします。

5. アンケート回収結果

1. 回収結果全般

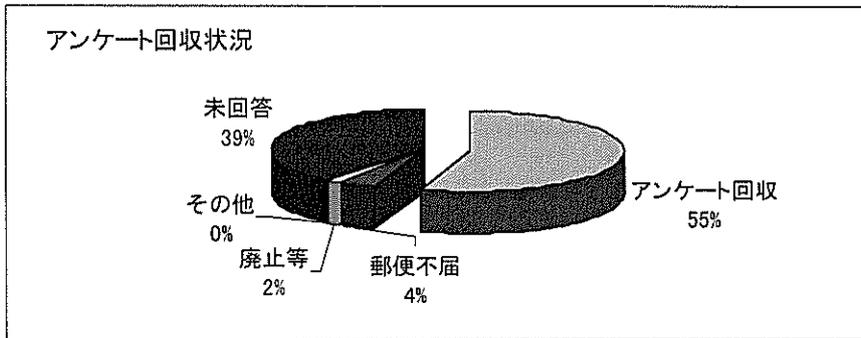
1998年に当団体が発行した「全国車いす宿泊ガイド2001」の1,731件、会報である月刊紙「脊損ニュース」からの60件に加え、市販されているホテル、旅館、公共の宿などのガイドブックを合わせ、合計約21,000件の宿泊施設の中から調査対象の3,987件に対してアンケート調査票を送付し、回答を求めた。

アンケートが回収されたのは2,202件の55%であった。その他あて所なしなど「郵便不届き」が159件で約4%、閉館、廃業、休止などの「廃止等」も64件で約2%などの無効回答を含め、回収数2,436件。回収率は61%とやや低めにとどまった。

【アンケート回収状況】

○アンケート送付宿泊施設数	3,987件
○アンケート回収合計	2,436件 (61%)
○有効回答数	2,202件 (55%)
○無効回答数	234件 (6%)
・郵便不届き等	159件 (4%)
・廃止等	64件 (2%)

- ・その他名称変更等 11件 (0.3%)



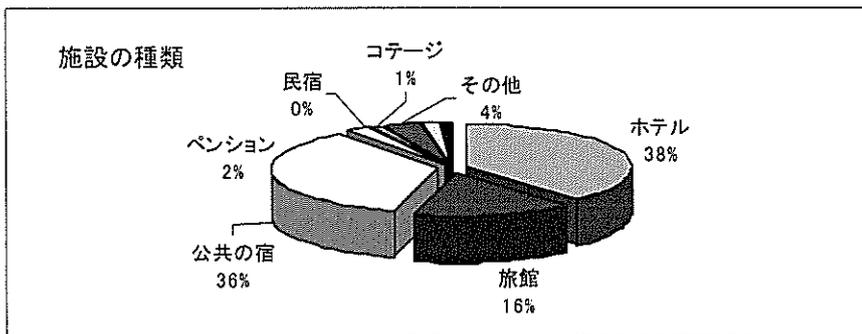
2. 種別別宿泊施設数

有効回答の宿泊施設の種別をホテル、旅館、公共の宿、ペンション、民宿、コテージ、その他に分類して回答を求めたところ、次のような結果が得られた。

有効回答数 2,202 件のなかで最も多いのはホテルの 835 件で全体の 38% を占めた。次いで公共の宿が 789 件で 36%。高齢者、障害者をはじめ車いす使用者から最も期待されているのが公共の宿であり、このような施設が今後さらに増えていくことが求められている。それに比べ旅館は 343 件と少なく 16% にとどまった。

【宿泊施設別アンケート有効回答数】

・ホテル 843 (38%)	・コテージ..... 22 (1%)
・旅館..... 349 (16%)	・その他..... 79 (4%)
・公共の宿..... 791 (36%)	・複数回答..... 36 (2%)
・ペンション..... 49 (2%)	・未回答..... 26 (1%)
・民宿..... 7 (0%)	合計..... 2,202



第2章 調査結果

車いす使用者が宿泊施設を利用するうえで必要なバリアフリー設備は、車いす使用者用駐車スペース、玄関のアプローチから客室内に至る経路の段差解消、客室内の風呂、洗面所、トイレのバリアフリー、またパブリックスペースにあるトイレ、レストラン、食堂や浴場等の設備のバリアフリーである。車いす使用者をはじめ高齢者、障害者は全国の宿泊施設が障害のあるなしに係わらず、誰にとっても円滑に利用できる宿泊施設であることを強く求めている。

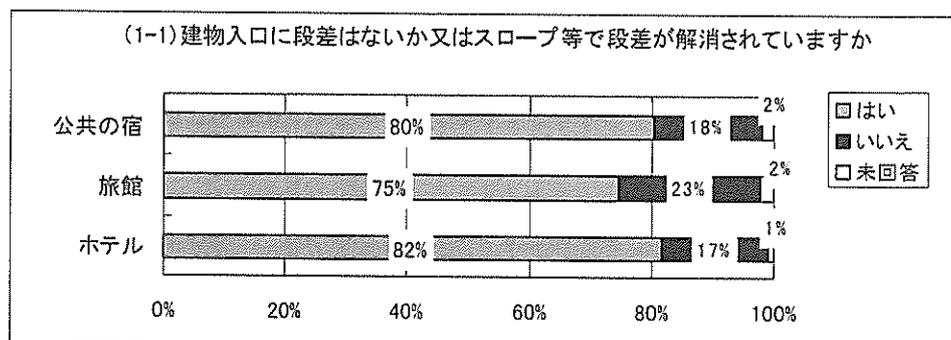
本調査は、そのような観点から調査項目を設定し、有効回答を得た 2,202 施設の調査結果に基づいて、全体の集計のほか合わせて約 9 割を占めるホテル、旅館、公共の宿についてもそれぞれ集計した。

また設問によっては未回答の比率が高いものもあり、未回答を除き比率を出している設問もある。

1. 外部

設問(1-1)『建物入口に段差はないか、又はスロープ等で段差が解消されていますか』について

全体の有効回答数 2,202 件に対して、「はい」と回答したのは 1,743 件の 79%。約 8 割の宿泊施設で車いすのまま、又持ち上げられることなく入館が可能であることが分った。この設問を施設の種類ごとに見てみると、「はい」の回答がホテル 82%、旅館 75%、公共の宿 80%とこの 3 種類の施設に関しては大きな差はなかった。

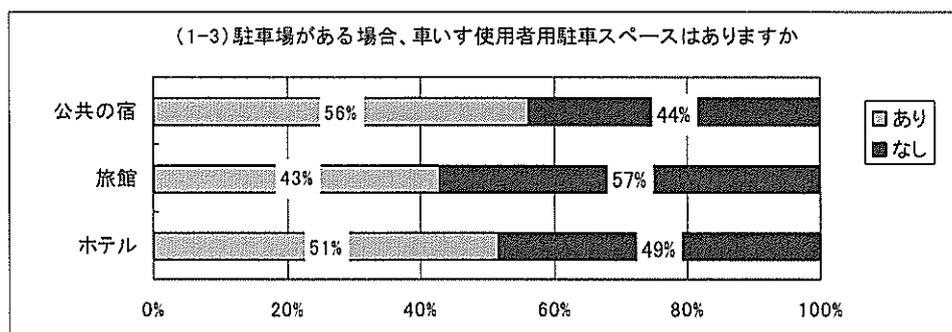


設問(1-2)『駐車場はありますか』、設問(1-3)『駐車場がある場合、車いす使用者用駐車スペースはありますか』について

「駐車場あり」が全体の 96%とほとんどの宿泊施設で一般車両の駐車が可能であるが、その中で「車いす使用者の駐車スペースがある」のは、全体の 52%と約半数であった。中でも旅館の「車いす使用者用の駐車スペースがある」は 43%と比較的低かった。また「車

いす駐車スペースの箇所数」については、「1カ所」が全体の47%、「2カ所」が全体の31%と「2カ所以内」が全体の8割弱を占めている。

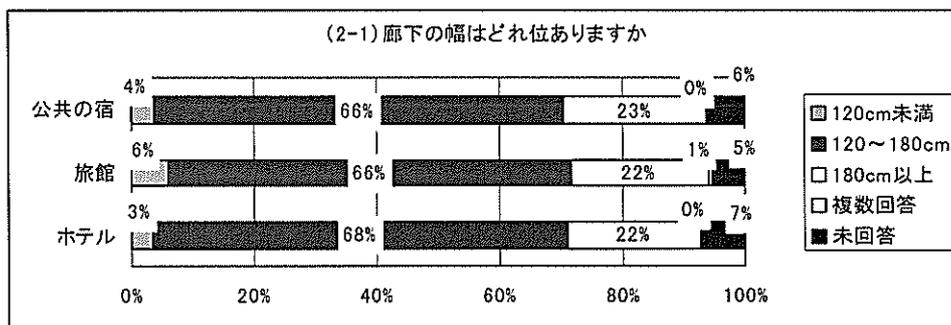
回答欄外には「通常の駐車スペース以外に玄関前に駐車可能」、「前もって連絡があれば出入口近くのスペースを確保しておく」など積極的な意見も多かった。



2. 共用部・パブリックスペース

設問(2-1)『廊下等の幅はどれ位ありますか』について

最も多かったのは「120cm～180cm」の1,455件(66%)、次いで「180cm以上」の487件(22%)、そして「120cm未満」は107件(5%)であった。またこれらの比率は施設の種類によって大差はなかった。



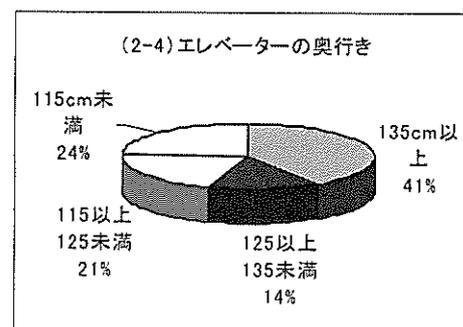
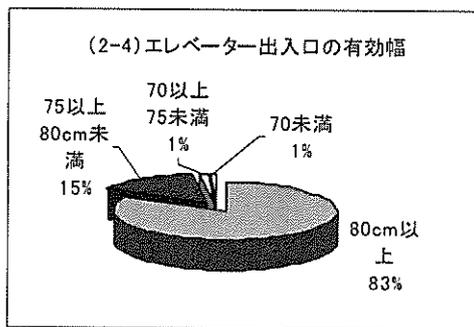
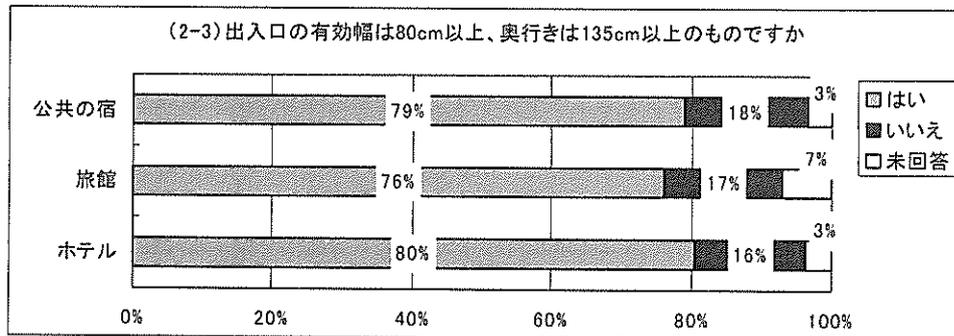
設問(2-2)『エレベーターはありますか』、設問(2-3)(2-4)『出入口の有効幅』について

「エレベーターあり」が全体で1,670件の76%。「エレベーターなし」471件、「未回答」61件であったが、「複数階建てであるがエレベーターがない」又は「平屋建てであるためエレベーターがない」のどちらかはこれらの結果からは判断ができない。

施設種別で見るとホテルが92%と最も高く、旅館78%、公共の宿68%とエレベーター設置率は公共の宿が低かった。

「出入口の有効幅80cm以上、奥行き135cm以上」であるのは全体で79%の約8割であり、これは施設種別で見てもほぼ同率であった。またこの数値に満たないエレベーターでは、「出入口80cm未満」のものは全体で73件の4%、「奥行き135cm未満」のものは全体

で 248 件、15%であった。



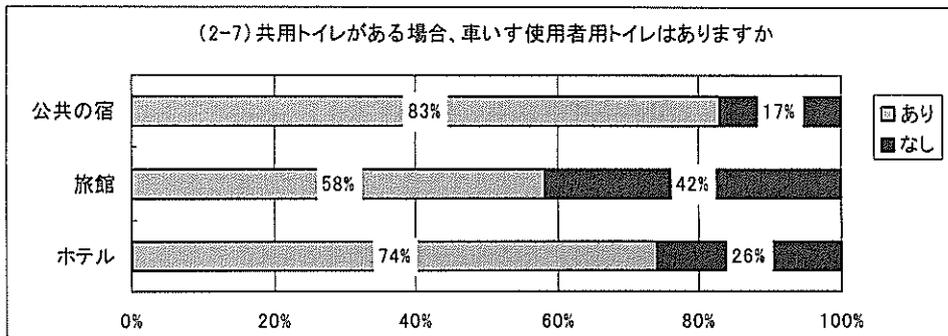
設問(2-5)『貸し出し用車いすはありますか』について

全体の約 8 割に「貸し出し用車いす」が用意されていた。ただ、設問有効回答数（回答「あり」と「なし」の合計数）は 1,756 件と少ない。これはエレベーターがなくとも貸し出し用車いすを持っているケースの回答を得ることが出来なかったためと思われる。本来であればエレベーターの有無に関らず、回答を得なければならない設問であった。

設問(2-6)『共用トイレはありますか』、設問(2-7)『共用トイレがある場合、車いす使用者用トイレはありますか』、『車いす用トイレの箇所数』について

『共用トイレはありますか』の有効回答数 1,747 件に対し、1,653 件の 95%が「あり」との回答を得た。また『共用部分に車いす使用者用トイレがある』のは 1,271 件の 75%であった。これらも前設問と同様に「エレベーターがなくとも共用トイレ、さらには車いす用トイレがある」場合の回答が含まれていない可能性が高い。

また施設種別で見ると、ホテル 74%、旅館 58%、公共の宿 83%と公共の宿の充実ぶりが出た。



『車いす用トイレの箇所数』については、全体で「1ヵ所」が45%と最も高かったが「車いす用トイレあり」と回答した1,271件に対して未回答が414件と約3割あった。

設問(2-8)『建物入口から客室まで、段差はないか又はエレベーター、スロープ等で段差が解消されていますか』について

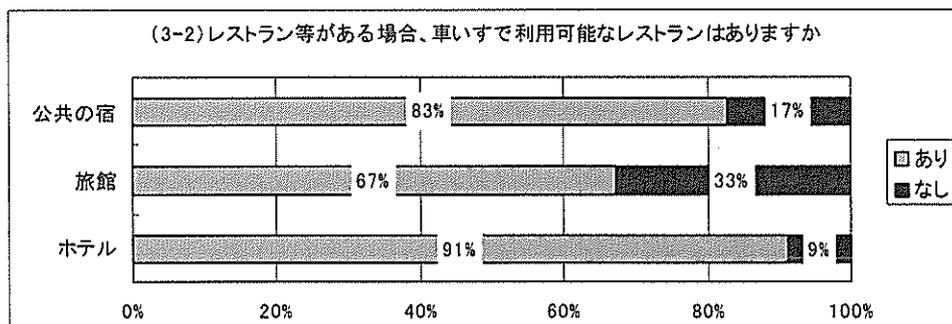
1,505件、87%が「段差はない又は解消されている」であり、施設種別では、旅館が79%とホテル、公共の宿より約1割低い。これも設問(2-5)と同様に「段差がない又は解消されていたとしても、エレベーターがなかった」ために、設問を飛ばされている可能性が高く、設問有効回答数も1,731件と少ない。

3. レストラン等

設問(3-1)『レストラン等（食堂、喫茶軽食、和食処など）はありますか』、設問(3-2)『レストラン等がある場合、車いすで利用可能なレストランはありますか』について

1,957件の89%が「レストラン等あり」。そのうち、1,684件の83%で「車いすでも利用可能なレストランあり」という結果であった。

「車いすで利用可能なレストランあり」を施設種別で見ると、ホテルが91%と最も高く、次いで公共の宿83%、旅館67%であった。



※レストラン等ありの件数 1,957 件、車いすでの利用可レストランの「あり」、「なし」

の合計は2,019件と数値が合わず回答は矛盾しているが、2,019件をベースに比率を出した。

4. 浴場等

設問(4-1)『浴場等（大浴場、露天風呂など）はありますか』について

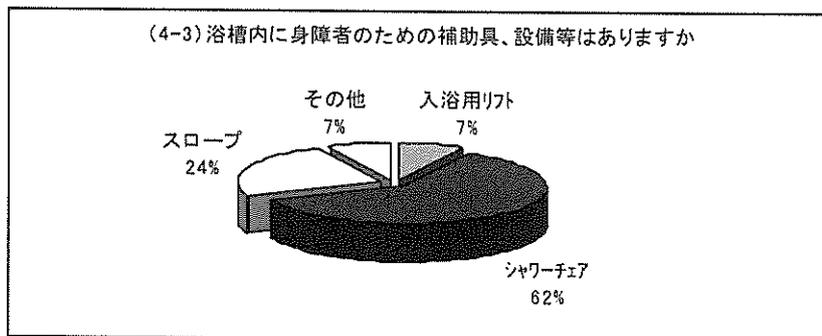
「あり」が1,494件と68%を占めた。施設種別では「あり」がホテル36%、旅館95%、公共の宿88%とやはり旅館が最も高かった。

設問(4-2)『浴場へ入るために手摺はありますか』について

「手摺あり」と回答したのは全体で852件、53%であった。施設別で比べるとホテル43%、旅館56%、公共の宿57%とホテルの浴場等の「手すりあり」が比較的低かった。アンケート集計をそのまま見ると、「手摺あり」が852件、「手摺なし」が749件であり合わせると「浴場等あり」の1,492件を107件も上回ってしまう。設問上からはこのような結果とはならないのだが、設問(4-1)で「浴場等がない」また「未回答」にも関わらず「手摺あり」又は「手摺なし」を選択しているなど、回答者が設問をよく理解していないと思われる状況が垣間見られた。

設問(4-3)『浴場内に身障者のための補助具、設備等ありますか』について

全体で入浴用リフトが41件の2%、シャワーチェアが340件の15%、スロープが135件の6%であり、比較的シャワーチェアの設置率が高かった。施設種別で見ると、旅館と公共の宿のシャワーチェアがそれぞれ19%、21%と高い。またホテルでは入浴用リフト1%、シャワーチェア6%、スロープ3%といずれも低く、浴場内の身障者のための補助具、設備等の設置が進んでいないことがうかがえた。



設問(4-4)『客室から脱衣室まで段差はないか又はスロープ等で段差が解消されていますか（下足場部分の段差一段は除く）』、設問(4-5)『脱衣所から浴槽まで段差はないか又はスロープ等で段差が解消されていますか（洗い場入口の段差一段は除く）』について

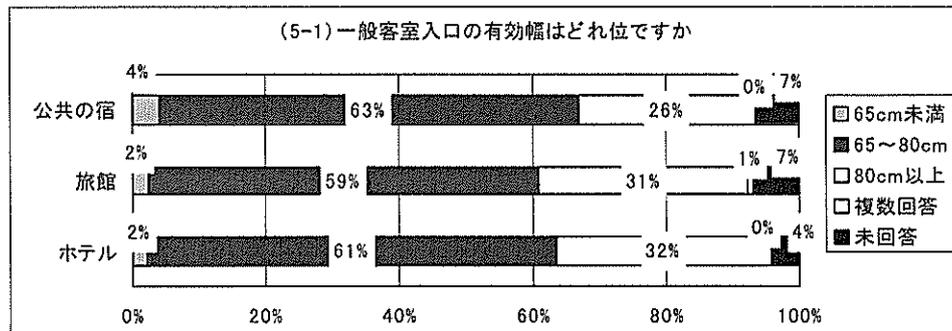
どちらの設問も「はい」が43%であった。この比率は施設種別で見ても大差はなかった。約4割の施設で客室から脱衣室まで段差一段以内、また脱衣室から浴槽までも段差一段以

内と比較的行きやすいことが分った。

5. 一般客室

設問(5-1)『一般客室入口の有効幅はどれ位ですか』について

全体で見ると「65cm 以上 80cm 未満」が 60%と多く、次いで「80cm 以上」が 30%、この比率は施設種別で見ても大差はなかった。

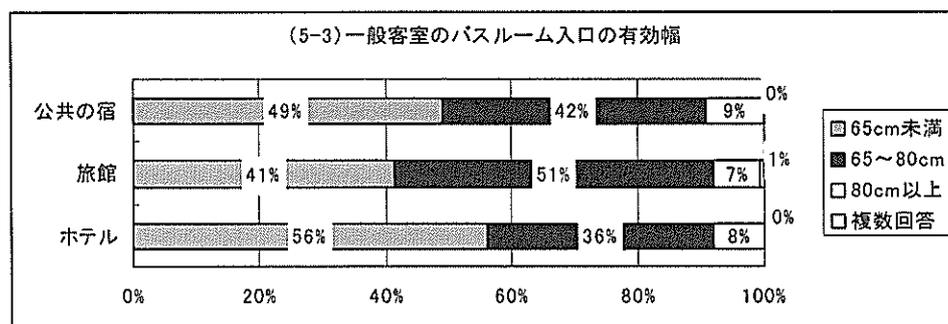


設問(5-2)『一般客室にバスルームはありますか』について

この設問については、「一部の部屋にはバスルームがあるが、バスルームのない部屋もある」と「あり」「なし」の両方にチェックがついているケースや欄外にその旨が書かれているケースが目についた。このためこの設問の数値は参考程度となるが、全体で 1,519 件、69%に「バスルームがあった」。施設種別で見るとホテル 92%、旅館 76%、公共の宿 48%とやはりホテルの数値が高かった。

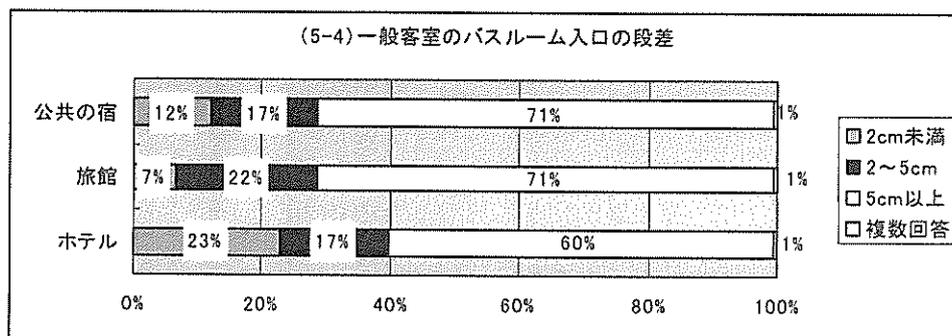
設問(5-3)『一般客室のバスルーム入口の有効幅はどれ位ですか』について

全体のうち、「65cm 未満」が最も多く 51%、次いで「65cm 以上 80cm 未満」が 41%、「80cm 以上」が 8%であった。施設種別で見ると、ホテル、公共の宿では「65cm 未満」が最も多くそれぞれ 56%、49%であったが、旅館では「65cm 以上 80cm 未満」が最も多く 51%、次いで「65cm 未満」の 41%であった。



設問(5-4)『一般客室のバスルーム入口の段差はどれ位ですか』について

全体では「5cm 以上」が最も多く 64%、「2cm 未満」、「2cm 以上 5cm 未満」はほぼ同数の 17%と 18%であった。施設種別で見ると、ホテルで最も多いのは「5cm 以上」の 60%であったが、次いで「2cm 未満」の 23%と全体で見るより「2cm 未満」が比較的多かった。旅館、公共の宿共「2cm 未満」の比率は最も低くそれぞれ 7%、12%であった。



設問(5-5)『一般客室のトイレ入口の有効幅はどれ位ですか』について

この設問は一般客室でバスルームとトイレが別れている場合との条件付きであり、その全体数がかめないため集計数値は参考となるが、全体で見ると「65cm 未満」45%、「65cm 以上 80cm 未満」42%、「80cm 以上」13%の順であった。

設問(5-6)『一般客室のトイレ入口の段差はどれ位ですか』について

前設問と同様に集計数値は参考となるが、全体で見ると「2cm 未満」が 52%、「2cm 以上 5cm 未満」が 23%、「5cm 以上」が 25%という結果であった。また施設種別では、旅館の「2cm 未満」が 42%と若干少なかった。

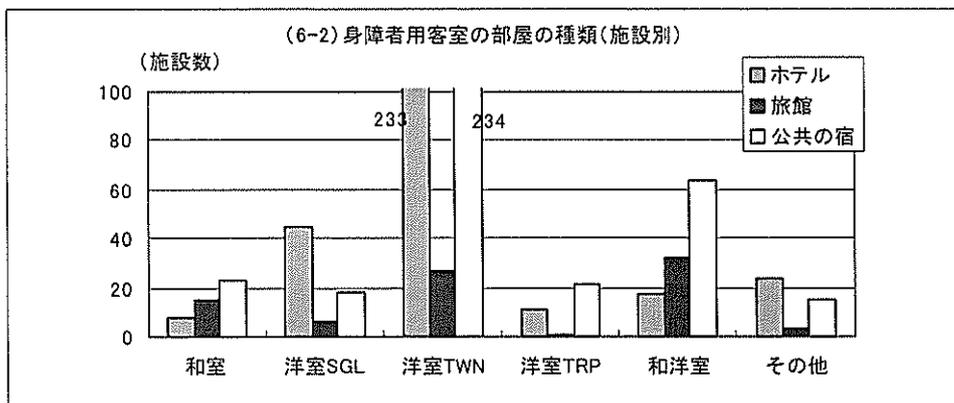
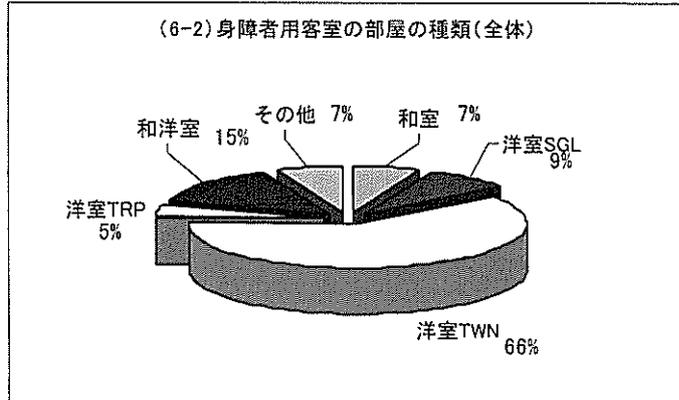
6. 身障者用客室

設問(6-1)『身障者用客室はありますか』について

「あり」が 828 件の 38%。施設種別で見るとホテルが 37%、旅館が 21%、公共の宿が 45%と身障者用客室は公共の宿にある比率が高いことが分った。

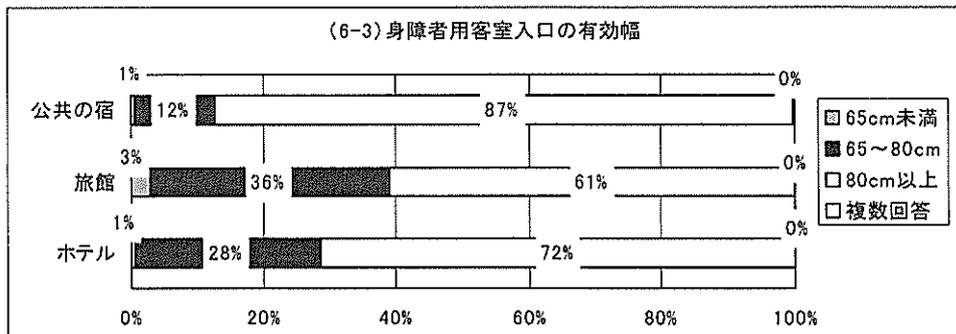
設問(6-2)『身障者用客室の部屋の種類』について

全体で見ると最も多かったのは洋室ツインの 545 件(66%)。次いで和洋室の 125 件(15%)、そして洋室シングル 72 件(9%)、和室 57 件(7%)と続いた。施設種別で比べると、ホテル、公共の宿は洋室ツインがそれぞれ 74%、65%と最も高いが、旅館は和洋室の 44%が最も高かった。



設問(6-3)『身障者用客室入口の有効幅』について

全体で見ると「80cm 以上」が最も多く 77%、次いで「65cm 以上 80cm 未満」の 21%、「65cm 未満」は 1%であった。施設種別でもこの順は変わらないが、比率が若干異なり、ホテル、公共の宿では「80cm 以上」がそれぞれ 72%、87%と高いが、旅館ではそれが 61%と比較的低くなった。

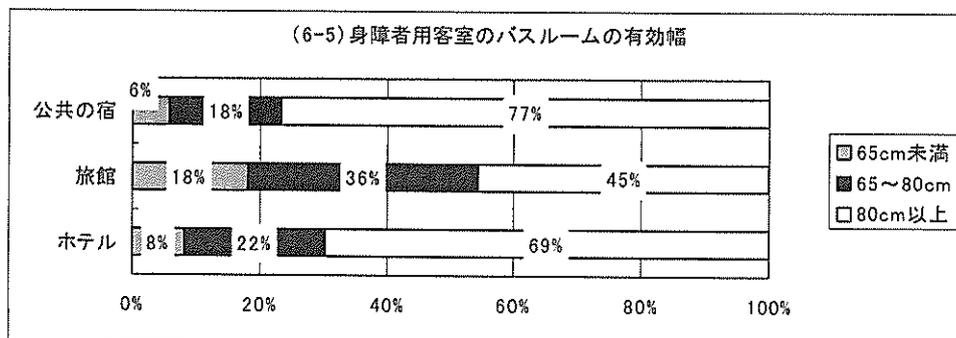


設問(6-4)『身障者用客室のバスルームの有無』について

全体の約9割にバスルームがある。特にホテルでは98%とほぼ全ての身障者用客室にバスルームがあることになる。

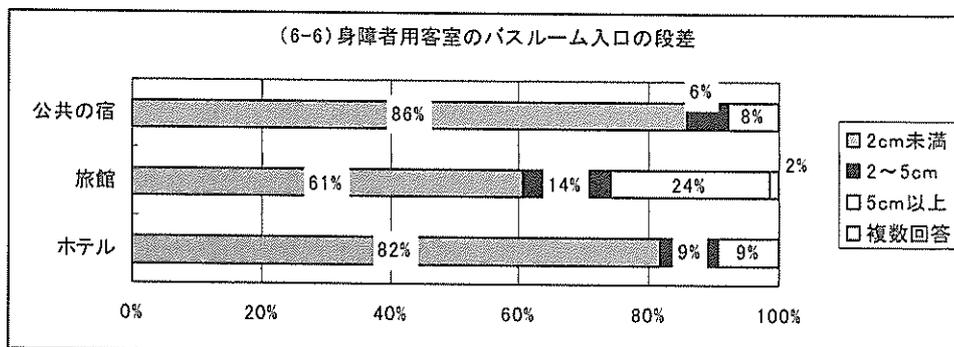
設問(6-5)『身障者用客室のバスルーム入口の有効幅』について

「80cm以上」が全体の7割を占め最も多いが、旅館について見てみると「80cm以上」が最も多いものの45%とホテル、公共の宿と比べるとその比率が低い。



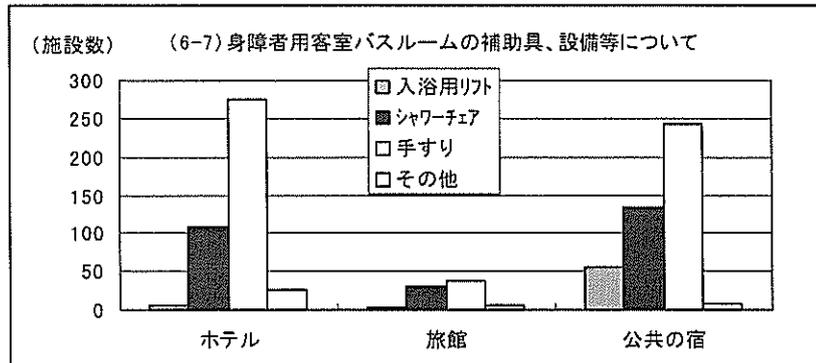
設問(6-6)『身障者用客室のバスルーム入口の段差』について

同様に段差についても、「2cm未満」が全体の82%と高率であるが、旅館では61%と全体より約2割低くなっており、また「5cm以上」が24%と高い。



設問(6-7)『身障者用客室のバスルームの補助具、設備等』について

「手すり」の設置数が最も高く全体で 602 件（身障者用客室バスルームありの 81%）。次いで「シャワーチェア」の 290 件（同 40%）、「入浴用リフト」は 66 件（同 10%）であった。施設種別では公共の宿の「入浴用リフト」がホテル、旅館に比べ高かった。その他は全体の傾向とほぼ同じであった。



設問(6-8)『身障者用客室のトイレ内に手すりはありますか』について

全体の約 9 割にあるが、旅館は 79%とホテル、公共の宿より約 1 割低く低率ではあるものの、手すりのない身障者用客室内トイレの実態が示された。

設問(6-9)『身障者用客室のトイレ入口の有効幅はどれ位ですか』について

全体の 67%が「80cm 以上」。旅館ではそれが 54%と低く、逆に「65cm 未満」が 17%とホテル、公共の宿に比べ高い。車いすが入ることができない身障者用客室内のトイレがあることも確認しておかなければならない。

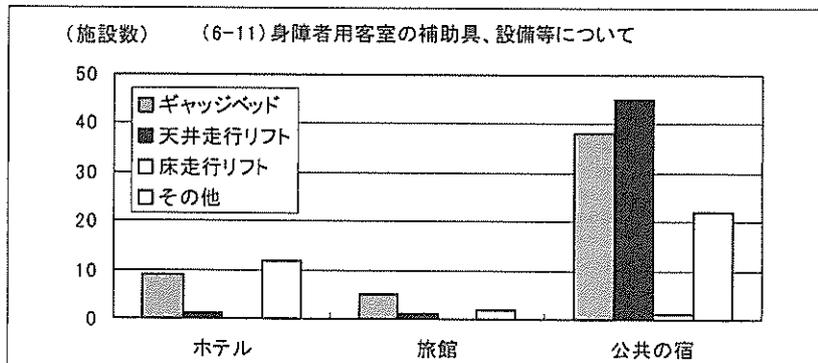
設問(6-10)『身障者用客室のトイレ入口の段差はどれ位ですか』について

全体で「2cm 未満」が 92%と最も多い。旅館ではそれが 83%と若干低くなっている。

設問(6-11)『身障者用客室内の補助具、設備等』について

全体で最も多かったのが「ギャッジベッド」の 57 件、7%であった。次いで「天井走行リフト」の 49 件、6%、「床走行リフト」は 1 件に過ぎなかった。「その他」は 40 件の 5%であり、その主なものとしては「自動扉」、「非常用ボタン」が多かった。

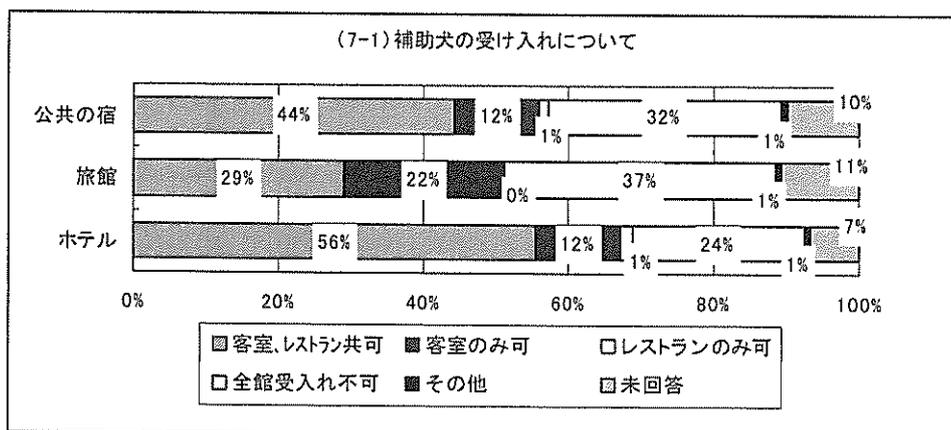
施設種別で見ると、いずれの設備も公共の宿での設置率が高く、「ギャッジベッド」が 11%、「天井走行リフト」が 13%、「床走行リフト」1 件であった。ホテル、旅館では「ギャッジベッド」の設置率がそれぞれ 3%、7%、また「天井走行リフト」に関してはそれぞれ 1 件、「床走行リフト」はどちらにもなかった。



7. 補助犬

設問(7-1)『補助犬に関して該当するものにチェックを入れて下さい』について

最も高いのが「客室、レストラン等とも受け入れ可能」が全体の 46%、次いで「全館受け入れ不可」が 29%、「客室のみ受け入れ可能」14%、「レストラン等のみ受け入れ可能」1%という結果であった。この順はホテル、公共の宿では同じであるが、旅館に関しては「全館受け入れ不可」が 37%と最も高く、「客室、レストラン等とも受け入れ可能」が 29%と逆転していた。



8. 視覚障害者、聴覚障害者関連

設問(8-1)『敷地入口からフロントまで点状ブロック等または音声誘導装置はありますか』について

「あり」の回答は全体の 13%にとどまった。施設種別では「あり」が公共の宿で 20%とホテル、旅館に比べて高めであった。

設問(8-2)『客室ドアにルームナンバーの点字表示等または音声案内等がありますか』について

「あり」の回答は全体の 6%であった。施設種別では「あり」が旅館で 3%と低めであった。

設問(8-3)『客室内に点字や音声による客室内設備案内はありますか』について

「あり」の回答は全体の3%であり、これは施設種別で見ても変わらなかった。

設問(8-4)『レストラン等には点字メニューの対応がなされていますか』について

「あり」の回答は全体の1%にとどまり、ほとんど普及していない状況であった。

設問(8-5)『エレベーターは点字等により視覚障害者に配慮した構造となっていますか』について

「はい」が全体の32%。施設種別では「はい」がホテル33%、旅館19%、公共の宿40%と公共の宿が比較的配慮がなされている結果となった。

設問(8-6)『客室内に音声による緊急連絡装置がありますか』について

「あり」は全体の33%、「なし」が63%。この比率は施設種別であまり変わらなかった。

設問(8-7)『聴覚障害者がフロントと連絡を取れる方法がありますか(館内FAX等)』について

「あり」が全体の9%。施設種別では「あり」がホテルで12%、旅館、公共の宿でそれぞれ6%、7%とホテルが比較的高かった。

9. その他

設問(9-1)『バリアフリーに関してアピールする点があればご記入下さい』について

全体の2,202件中、記入のあったのは454件の21%。施設種別で見るとホテル17%、旅館25%、公共の宿19%と旅館の記入が比較的高かった。

『身障者用客室の平面図の有無』について

身障者用客室を持つ施設828件のうち、86%、710件の施設から平面図の記入又は添付資料があった。施設別ではホテルからの記入又は提供が最も高く314件中、285件(91%)であった。

10. 横断調査

複数の設問から総合的に車いす使用者が使いやすい施設であるかを下記の5つのポイントで調べてみた。

- ① 外部、レストラン等、共用部(以下、「共用部分等」)が車いす使用者にとって使いやすい
- ② 共用部分等の他に一般客室についても使いやすい

- ③ 身障者用客室がありかつ共用部分等が使いやすい
- ④ 身障者客室があり、共用部分等、一般客室も使いやすい
- ⑤ 大浴場や露天風呂（以下、「浴場等」）が車いす使用者にとって使いやすい

算出に際し、複数回答の場合、その中に一つでも有効な回答があればカウントすることとし、また回答欄空白（未回答）は除外した。

（10-1）『共用部分等が車いす使用者にとって使いやすいと思われる施設』について

まず、外部、共用部、レストラン等の全てについて、設問の範囲内で車いす使用者にとって使いやすいと思われる施設はどれ位あるのかを下記の条件で出してみた。

共用部分等の条件『※（ ）内は設問番号 [以下同様]』

- (1-1) 建物入口の段差解消
- (1-3) 車いす使用者用駐車スペースあり
- (2-1) 廊下等の幅が 120cm 以上
- (2-3) エレベーター入口の有効幅 80cm 以上、奥行き 135cm 以上
- (2-7) 共用部分の車いす使用者用トイレあり
- (2-8) 建物入口から客室までの段差解消
- (3-2) 車いすで利用可能なレストラン等あり

上記の 7 つの条件をクリアしている施設は全体で 555 件、全体の有効回答数が 2,202 件であるため、共用部分等については 25%が車いす使用者にとって比較的使いやすいことが分った。施設別で見ると、ホテル 248 件（ホテル有効回答数の 29%）、旅館 51 件（旅館有効回答数の 15%）、公共の宿 228 件（公共の宿有効回答数の 29%）であった。共用部分等に関して車いす使用者にとっては、ホテル、公共の宿に比べ旅館の利用が比較的困難なところが多い結果となった。

（10-2）『車いす使用者にとって、共用部分等の他に一般客室についても使いやすいと思われる施設』について

上記（10-2）の条件にプラスして下記の条件を加えた。

一般客室の条件

- (5-1) 客室入口の有効幅が 65cm 以上
 - (5-3) バスルーム入口の有効幅が 65cm 以上
 - (5-4) バスルーム入口の段差が 2cm 未満
- またバスルームとトイレが分かれている場合は下記
- (5-5) トイレ入口の有効幅が 65cm 以上

(5-6) トイレ入口の段差が 2cm 未満

共用部分等の 7 条件に加え、一般客室の 3~5 条件をクリアしているのは全体で 78 件。全体有効回答数 2,202 件の 4%と少ない。施設種別ではホテル 55 件、旅館 3 件、公共の宿 15 件であった。有効回答数でホテルと公共の宿がほぼ同数であることから、条件をクリアしている一般客室が比較的ホテルに多いと言える。但し、実際に宿泊するためには上記条件以外にポイントとなる部分があることも注意しておかなければならない。

(10-3) 『共用部分等がクリアされておりかつ身障者用客室がある施設』について

上記問 (10-1) をクリアしている施設の中で身障者用客室があるものは 377 件、有効回答数の 17%と問 (10-2) の一般客室と比べると多い。車いすで使いやすい一般客室を持っている施設に比べ身障者用客室を持っている施設のほうが多いことが分る。施設種別では、ホテル 157 件 (ホテル有効回答数の 19%)、旅館 23 件 (旅館有効回答数の 7%)、公共の宿 176 件 (公共の宿有効回答数の 22%) となった。

この間では身障者用客室の良し悪しは問題としなかった。

(10-4) 『身障者用客室があり、共用部分等、一般客室についても使いやすい施設』について

外部、レストラン等も含めた共用部分がクリアされ身障者用客室がある上、一般客室についても使いやすいという車いす使用者にとってはこの設問上、最も使いやすいと思われる施設として、上記問 (10-2) の条件に身障者用客室ありを加え集計を行なった。

全体で 66 件、有効回答数の 3%であった。施設種別ではホテル 45 件 (ホテル有効回答数の 5%)、旅館 2 件 (旅館有効回答数の 1%)、公共の宿 14 件 (公共の宿有効回答数の 2%) となった。

施設種類別条件別件数

施設種別	条件1	条件2	条件3	条件4	有効回答数
共用部	○	○	○	○	
一般客室		○		○	
身障者用客室			○	○	
ホテル	248 29%	55 7%	157 19%	45 5%	843
旅館	51 15%	3 1%	23 7%	2 1%	349
公共の宿	228 29%	15 2%	176 22%	14 2%	791
ペンション	2 4%	1 2%	2 4%	1 2%	49
民宿	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	7
コテージ	1 5%	0 0%	1 5%	0 0%	22
その他	14 18%	2 3%	8 10%	2 3%	79
複数回答	9 25%	2 6%	8 22%	2 6%	36
不明	2 8%	0 0%	2 8%	0 0%	26
合計	555 25%	78 4%	377 17%	66 3%	2,202

※ ○印はその個所の条件をクリアしている
 ※ %はその数値の施設種別ごとの有効回答数との比率

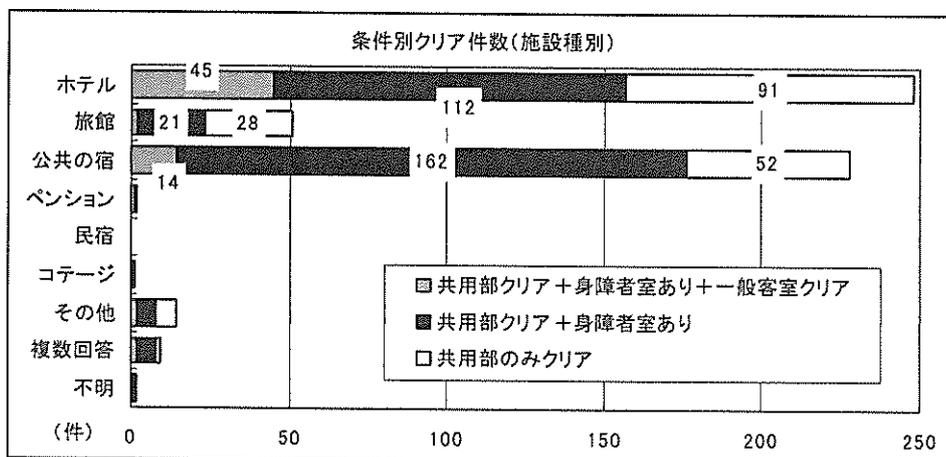
例「共用部分等の条件をクリアしておりかつ身障者用客室がある」は
 ホテル 57件、19%、旅館 23件、7%、公共の宿 176件、22%

共用部分(外部、レストラン等含む)の条件

- ・ 建物入口の段差解消
- ・ 車いす使用者用駐車スペースあり
- ・ 廊下等の幅が120cm以上
- ・ エレベーター入口の有効幅80cm以上、奥行き135cm以上
- ・ 共用部分の車いす使用者用トイレあり
- ・ 建物入口から客室までの段差解消
- ・ 車いすで利用可能なレストラン等あり

一般客室の条件

- ・ 客室入口の有効幅が65cm以上
 - ・ バスルーム入口の有効幅が65cm以上
 - ・ バスルーム入口の段差が2cm未満
- またバスルームとトイレが分かれている場合は
- ・ トイレ入口の有効幅が65cm以上
 - ・ トイレ入口の段差が2cm未満



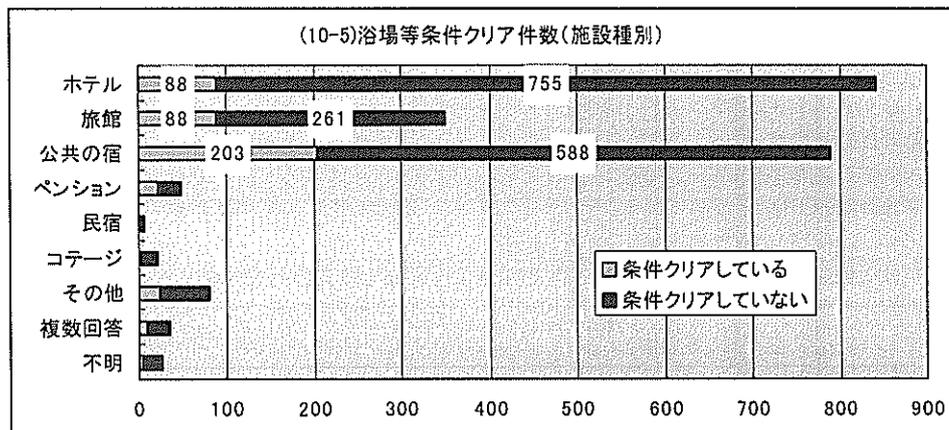
(10-5)『車いす使用者が比較的利用し易い大浴場や露天風呂がある(以下、「浴場等」)施設』について

客室から脱衣所まで、また脱衣所から浴槽まで比較的行き易く(それぞれ段差一段以内)かつ浴槽へ入るための手すりがある浴場等を備えている施設はどれ位あるのかを下記の条件で出してみた。

浴場等の条件

- (4-2) 浴場等に手すりがある
- (4-4) 客室から脱衣所まで段差が解消されている(下足部分の段差一段は除く)
- (4-5) 脱衣所から浴槽まで段差が解消されている(洗い場入口の段差一段は除く)

上記3つの条件をクリアしているのは全体で443件の20%であった。施設種別で見ると最も多かったのが公共の宿の203件（公共の宿有効回答数の26%）、ホテル、旅館は同数の88件（比率では、ホテル有効回答数の10%、旅館有効回答数の25%）となった。



第3章 考 察

1. 外部

建物入口は全体の約8割で段差がないか又は段差が解消されていた。建物外部と入口は通常なんらかの段差があるため、この8割の施設のほとんどが段差解消のため傾斜路を別に設けるか簡易スロープ等を設置していることとなり、建物の出入についてのバリアフリー化は他の箇所と比べて進んでいると思われる結果となった。ただ、今回の調査では段差解消のための傾斜路、スロープ等がどのようなものなのかの問いを行っておらず、勾配はどの程度か長い傾斜路の場合は踊場を設けているかなど、さらに細かい点を確認しないと実際に使えるものかどうかは判断がつかない。

【車いす使用者用駐車場】

調査結果によると、ホテル、旅館、公共の宿などの宿泊施設における駐車場の設置率は96%にも上ったが、車いす使用者用駐車スペースの設置率はその約半分の52%にとどまった。

車いす使用者は、公共交通機関が十分利用できず、移動はもっぱら自らの自動車に頼らざるを得ない。このような車いす使用者に対する理解や不自由さについての認識が必ずしも浸透しているとはいえない結果であった。

また、ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促

進に関する法律)の第16条には、「多数のものが利用する駐車場を設ける場合には、駐車台数が200以下の場合駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、また、駐車台数が200台を超える場合に合っては、駐車台数に100分1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない」とされている。

2. 共用部・パブリックスペース

廊下等の幅では「120cm以上180cm未満」が66%、「180cm以上」が22%であったことから、ハートビル法施行規則の利用円滑化基準をクリアしているのは約9割弱であった。また「180cm以上」の誘導基準をクリアしているのは約2割に過ぎなかったが、今後、この誘導基準をクリアしている施設が増えていくことが望まれる。

エレベーター等の昇降機について、ハートビル法では利用円滑化基準として「出入口の有効幅80cm以上、奥行き135cm以上」としている。この基準をクリアしている施設は全体の約8割であった。基準に満たないエレベーターでは、「出入口80cm未満」のものは全体の4%、「奥行き135cm未満」のものは全体の15%と、出入口の有効幅の基準より奥行きの基準がクリアできていないエレベーターが多いことが分った。

共用部分の車いす使用者用トイレは全体で75%であったが、ホテル、公共の宿に比べ旅館の設置率は58%と低い。また建物入口から客室までの段差解消の状況も全体では約9割が解消されているが、旅館では約8割にとどまっている。これらのことから共用部分のバリアフリーに関しては、ホテル、公共の宿と比べて旅館は若干遅れているという結果となった。

【共用部分の車いす使用者用トイレ】

車いす使用者が宿泊施設を利用する上でまず必要とする情報は、車いす使用者用トイレの有無である。レストランや浴室など他の設備はともかく、最低限車いす使用者用トイレさえあれば後は何とか利用できるのではないかと判断するためである。

本調査では、全体で75%、1,271施設に車いす使用者用トイレがあったが、これらの宿泊施設は積極的に薦めることはできないが、現時点では一応利用可能な宿泊施設であると判断できる。

3. レストラン等

車いすで利用可能なレストランについても全体で約8割強が可能であり、ホテルの91%に比べて旅館では67%と低い。バリアフリーに関して共用部分と同様にレストラン等についても若干遅れているという結果であった。

4. 浴場等

浴場内の「手すりあり」が全体で約5割、客室から脱衣所及び脱衣所から浴槽までの段

差解消（各箇所一段の段差は除く）が約 4 割という結果であった。またこれら 2 つの条件をクリアするのは約 2 割とさらに低くなる。下肢が不自由な利用者にとっては浴場に向かうのに不安が残り、また車いす使用者にとっては入浴に際し、補助具、設備等の有無も含め施設側に細かく確認する必要がある。

5. 一般客室

公共建築物であるホテルや旅館等の宿泊施設は、本来障害のあるなしに関らず全ての人ができるユニバーサルデザインの考え方を取り入れた建築物であることが、今求められている。客室についても出入口、バスルーム、寝室等がその考えをもとに設計されていることが望まれる。

客室出入口の有効幅について「65cm 以上」が約 9 割であることから、出入口の幅に関しては、車いすでの入室に必要な最低限をクリアしている施設がほとんどであった。しかし、ドアの形状、廊下の幅、ドア内側の状況等により、出入口幅が 65cm 以上であったとしても必ずしも、その室内に入室が可能な訳ではなく、ドアの開閉の容易さ、出入口前後に車いすの操作に必要な十分なスペースが確保されているかも配慮されている必要があり、この数値だけでは一般客室への入室に関して判断することは困難である。

段差について、車いす使用者自身が乗り越えることができるのは 2cm が限度であるが、バスルームの入口段差が 2cm 未満であるのは全体の 2 割弱に過ぎなかった。またバスルーム入口の有効幅 65cm 以上が約 5 割であることも考慮すると、どちらもクリアしている施設はほとんどなく、入浴はもちろんのこと洗顔やトイレの使用も不可能となってしまう。この状況は、バスとトイレが分かれている客室でトイレ入口の有効幅 65cm 以上は約 5 割とほとんど変わらないが、トイレの段差 2cm 未満が約 5 割と多少バスとトイレが分かれている場合のトイレが使用しやすいことが分った。

また、共用部分等の使い易さを考慮すると一般客室で車いす使用者が利用できると思われる施設は全体の 4%と非常に少なくなってしまった。

以上のことから、車いす使用者にとって一般の客室は利用が困難となる場合が多く、たとえ利用したとしても不満の残る結果となりそうである。

6. 身障者用客室について

全体で 4 割弱の 828 の宿泊施設に身障者用客室があるとの回答が得られた。約 5 年前の当団体の調査では、身障者用客室が 798 施設であったことから考えると、それほど多く増加しているとはいえない残念な結果であった。

部屋のタイプでは洋室ソインが比較的多く特にホテルと公共の宿にその比率が高い。また「身障者用客室あり」が 828 であることと部屋の種類と数の複数回答の合計 903 から、身障者用客室は平均 1 宿泊施設 1 部屋と最小限であることが分る。

また部屋の出入口、バスルーム及びトイレの出入口の有効幅、段差では全体で「有効幅

80cm 以上」、「段差 2cm 未満」を各々 7~8 割はクリアしているが、「出入口有効幅 65cm 未満」、「段差 5cm 以上」が 1 割近くもあることから、本当に身障者用の客室かと言えるのか疑問に思える回答もあった。

バスルーム、トイレ内の補助具、設備等では手すりの設置率が高い。そして客室内の補助具、設備等では、天井走行リフト、床走行リフト合わせて全体で約 5 割も設置されていた。特に旅館では天井走行リフトの設置率が約 9 割もあった。

車いす使用者用にとって一般客室の利用が困難なケースが多いことから、身障者用客室については、特別な補助具、設備等を備えた部屋でなくとも、客室、バスルーム等の入退室が容易な部屋の数が増えることと、身障者用客室を設けている宿泊施設が増えることを期待したい。

7. 補助犬について

身体障害者の自立と社会参加を支援することを目的に、平成 15 年 10 月 1 日から完全施行された「身体障害者補助犬法」で、ホテル、デパート、飲食店等公共施設や公共交通機関での盲導犬、介助犬、聴導犬の同伴利用を拒否することが禁じられた。

本調査では、全体の 5 割弱の施設で客室、レストラン共受け入れ可能であった。しかし、全館受け入れ不可は約 3 割で特に旅館の受け入れ不可が約 4 割と高かった。また「これまで検討したことがない」、「検討中である」等も含めた未回答が約 1 割あった。法律が完全施行されたというものの、事業者側の補助犬に対する認識や理解がまだ進んでいないことがうかがえる結果であった。

日本盲導犬協会の調べでは盲導犬を使っている 243 人のうち、「補助犬法が施行された 2002 年 10 月以降に同伴を断られたことがあるか」との間にホテルで 56 人が、旅館で 55 人が断られたと回答していた。(03 年 10 月 1 日朝日新聞朝刊)

この法律では、「施設を管理する者は、身体障害者が宿泊施設を利用する場合において、介助犬を同伴することを拒んではならない。但し、介助犬の同伴により当施設に著しい損害が発生し、または施設利用が著しい損害を受ける恐れがある場合やその他やむを得ない理由がある場合はこの限りではない」という但し書きがあることも知っておく必要がある。

8. 視覚障害者、聴覚障害者関連について

設問(8-1)から(8-6)までが視覚障害者関連の設問であるが、エレベーターへの配慮及び客室内の緊急装置に関しては約 3 割が「あり」となっているが、その他、点状ブロックの敷設状況等は約 1 割と低い。また点字メニューはほとんどの施設で備えられていない。

聴覚障害者への配慮として、フロントへの連絡方法の有無の設問を設けたが、9 割弱の施設で配慮されていないことが分り、見落とされがちな点ではないかと思われた。

9. バリアフリーに関してアピールする点について

記入のあったものが全体で約 2 割。補助具、設備も含め完全なバリアフリーであることをアピールしている施設もあれば、わずかではあるがバリアフリーとはなっていないため障害者の受け入れに消極的と思える記述もあった。また建物等ハード面でのマイナスを従業員にホームヘルパーの養成講座を受けさせるなどスタッフへの教育、指導等のソフト面で強化を図っているという記述が比較的多く見受けられた。

10. 横断的な数値結果として

問 (10-2) より、外部、レストラン等も含めた共用部分 (以下、「共用部分等」) が車いす使用者にとって使いやすい施設であったとしても、一般客室に宿泊できる施設は少なく、また宿泊しても入浴や洗面等が制限される場合が多いことが分った。

また設問 (6-1) で身障者用客室ありが 828 件であるが、条件として「共用部分等がクリアされている」を入れると 377 件と少なくなってしまう。身障者用客室はあるが駐車場、レストラン等がもともとない施設がカウントからもれてしまうが、これらは少数であると思われるため、身障者用客室が折角あるにもかかわらず、外部も含めた共用部分で車いす使用者にとって何らかの問題がある施設が多いことが分る。

また問 (10-2)、(10-4) の数値が大きく変わらないという結果から、一般客室が車いすで使いやすい施設には身障者用客室も備わっていることといえる。

第 4 章 調査結果のまとめ

全国のホテル、旅館、公共の宿等のすべての宿泊施設が障害のあるなしに関らず、誰にでも心置きなく利用できることが、私たちの切なる願いである。

障害があるという理由で宿泊施設が利用できない、そして旅行ができないという否定的な社会環境よりも、どんなに障害が重くても自由に参加できる肯定的な社会こそが公正な社会であるといえる。

バリアフリー設備が十分整備されていない宿泊施設を利用した場合、車いす使用者用トイレは使用できたとしても浴室や洗面所の入り口が狭いことがバリアとなり、風呂はおろか歯磨き、洗面さえもできないといった事例は多い。しかし、それでも利用料金は他の普通の人と同じという、いかにも不満が残る経験をした車いす使用者は決して少なくない。

本調査は、高齢者、障害者等車いす使用者が利用できる全国の宿泊施設のバリアフリーがどのような状況にあるのか、また、その量はどれほどあるのかなど車いす使用者の立場に立って調査を行った結果、2,202 施設から回答を得ることができた。

しかし、車いす使用者用駐車場の意味や、また新しく施行された補助犬法に対する理解、身体障害者用客室についての認識が違っているなどアンケート調査に協力して頂いた施設

事業者の回答からは、残念ながら高齢者、障害者等車いす使用者についての理解や認識が、必ずしも十分行き渡っていないのではないかと印象が拭えない結果であった。

また、本調査では、市販されているホテルガイドブック等約 21,000 件の中から車いすマークがついている宿泊施設 3,987 件を抽出して調査の対象としたが、調査結果では、その多くが車いす使用者には利用できない宿泊施設であったことも明らかとなった。

高齢者、障害者等車いす使用者が宿泊施設を選択するに当たり、やはり正確なバリアフリー情報が何よりも重要であるということが再確認された結果でもあった。

1. 調査研究の成果

高齢者、障害者のためのバリアフリー設備が整備されていると思われる全国のホテル、旅館、公共の宿等の宿泊施設 3,987 施設を対象にバリアフリー調査を行った結果、次のようなことが分かった。

- ① 車いす使用者用駐車スペースがあるの施設は全体の 52%
- ② 外部、レストラン等も含めた共用部分（以下、「共用部分等」）が車いす使用者にとって使いやすいと思われる施設は全体の 25%
- ③ 車いすでの利用条件が共用部分等でクリアされておりかつ身障者用客室がある施設は全体の 17%
- ④ 車いすでの利用条件が共用部分等でクリアされておりかつ一般客室についても使いやすいと思われる施設は全体の 4%
- ⑤ 車いす使用者にとって大浴場、露天風呂等が比較的使いやすい施設は全体の 20%
- ⑥ 補助犬を受け入れる施設は全体の 46%、受け入れ拒否は 29%
- ⑦ 点状ブロックを敷設している宿泊施設は全体の 13%

2. 当事者からの提言

ハートビル法が改正されとはいえ既存の宿泊施設が直ちにバリアフリーになるとは考えにくい。高齢者、障害者等車いす使用者が公共施設であるホテル、旅館、公共の宿等すべての宿泊施設が誰隔たりなく利用できるようになるまでには、この先 20 年も 30 年もかかるのではないかとと思われる。

しかし、既存の施設であっても改修を行うことや、また高齢者、障害者等車いす使用者についての認識や理解を深めることで、宿泊施設のバリアフリー度は格段に向上させることができるのではないかと期待したい。各関係事業者等には今後一層の奮起を期待したい。

提 言

1. 既存の宿泊施設であっても、新築を待たずに高齢者、障害者等車いす使用者が円滑に利用できるように、車いす使用者用客室や車いす使用者用トイレを設置するなどの改善を図り、高齢者、障害者等車いす使用者が単独であっても客室、トイレ、風呂、洗面所、レストラン等が利用できるようにすること。
2. 旅館のバリアフリー化を促進し、車いす使用者の受け入れを増やすこと。
3. 盲導犬、聴導犬、介助犬の身体障害者補助犬は宿泊施設全館で受け入れること。
4. 点状ブロックの敷設や点字案内など視覚障害者のための設備を設置すること。
5. 宿泊施設事業者は、高齢者、障害者等車いす使用者のためのバリアフリーについて理解と認識を深めること。

以 上

※お忙しいなか、アンケート調査にご協力下さいました全国の宿泊施設事業者の皆様により感謝申し上げます。ありがとうございました。

参考文献

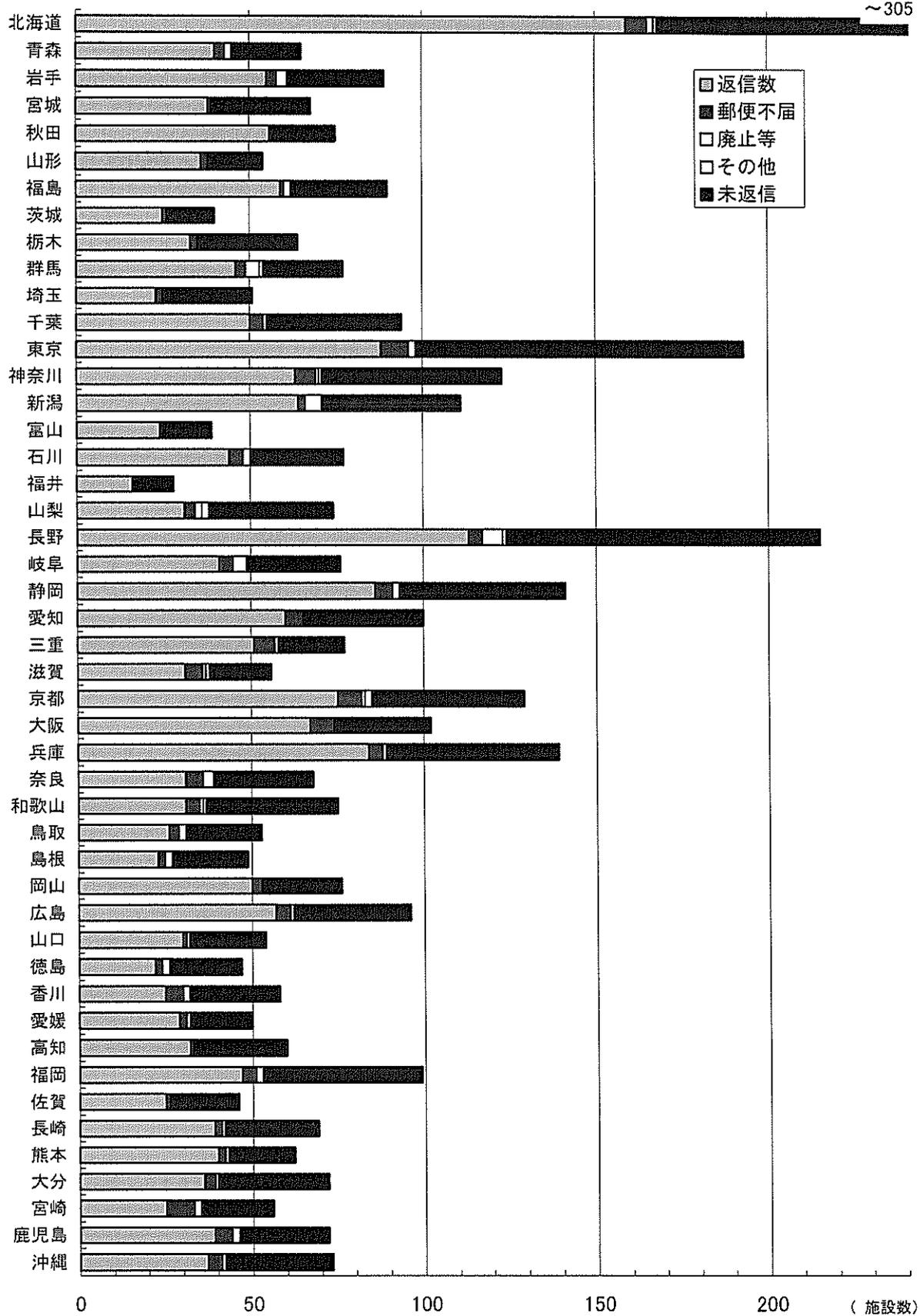
- 1) 「全国車いす宿泊ガイド 2001」(平成 10 年 10 月 14 日) [全国脊髄損傷者連合会]
- 2) 「全国ホテルオールガイド」(2002 年 5 月) [山と溪谷社]
- 3) 「全国ホテルガイド」(2001 年 2 月 19 日) [実業之日本社]
- 4) 「全国バリアフリーの宿」(2002 年 1 月) [山と溪谷社]
- 5) 「全国ペンションガイド」(2001 年 3 月) [山と溪谷社]
- 6) 「公共の宿オールガイド東日本編」(2000 年 9 月 10 日) [実業之日本社]
- 7) 「公共の宿オールガイド西日本編」(2000 年 12 月 4 日) [実業之日本社]
- 8) 「全国温泉のある公共の宿」(2002 年 3 月 8 日) [実業之日本社]
- 9) 「人にやさしい宿'99 東日本」 [旅のソフト化をすすめる会]
- 10) 「人にやさしい宿'99 西日本」 [旅のソフト化をすすめる会]
- 11) 「脊損ニュース」(平成 10 年 6 月～平成 15 年 3 月発行分) [全国脊髄損傷者連合会]
- 12) 朝日新聞朝刊 (平成 15 年 10 月 1 日)
- 13) 厚生労働省ホームページ

資 料

高齢者・障害者のための宿泊施設のバリアフリーに関する調査研究

都道府県別返信状況

~305



宿泊施設のバリアフリー調査(結果数値)

設問	2.202		全体合計数 2,202		ホテル 843		旅館 349		公共の宿 791		備 考	
	アンケート返信数	回答	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率		
ELV興行き		75以上80cm未満 70以上75未満 70未満	64 6 3									
		135cm以上 125以上135未満 115以上125未満 115cm未満	171 60 88 100									
(2-5) 貸出車いすの有無		あり なし 未回答	1,756 350 —	80% 20%	790 182 —	608 182 —	77% 23%	279 38 —	241 38 —	478 103 —	82% 18%	未回答以外の合計 比率: 件数/(回答数)
(2-6) 共用トイレの有無		あり なし 未回答	1,747 94 —	95% 5%	783 48 —	735 48 —	94% 6%	280 18 —	262 18 —	558 20 —	97% 3%	未回答以外の合計 比率: 件数/(回答数)
(2-7) 共用部分 車いす用トイレの有無		あり なし 未回答	1,702 431 —	75% 25%	765 200 —	565 200 —	74% 26%	268 112 —	156 112 —	469 97 —	83% 17%	未回答以外の合計 比率: 件数/(回答数)
車いす用トイレの箇所数		1カ所 2カ所 3カ所 4カ所以上 未回答	857 162 61 56 1345	45% 13% 5% 4% 106%	404 61 35 16 439	292 61 35 16 439	52% 11% 6% 3% 78%	106 22 7 6 243	71 22 7 6 243	181 70 14 23 503	39% 15% 3% 5% 107%	未回答以外の合計 比率: 件数/(設問(2-7) の 車いす用トイレあり)
(2-8) 建物入口から 客室までの段差解消		はい いいえ 未回答	1,731 225 471	68% 10% 21%	779 84 64	695 84 64	82% 10% 8%	277 56 72	220 56 72	499 73 219	63% 9% 28%	未回答以外の合計 比率: 件数/(合計数)
(3-1) レストラン等の有無		あり なし 未回答	2,141 184 61	89% 8% 3%	828 27 15	801 27 15	95% 3% 2%	332 70 17	262 70 17	715 58 18	90% 7% 2%	未回答以外の合計 比率: 件数/(それぞれの合計数)
レストラン等の箇所数		1カ所 2カ所 3カ所 4カ所以上 未回答	1,957 183 87 135 1105	23% 9% 4% 7% 56%	801 87 62 134 373	145 87 62 134 373	18% 11% 8% 17% 47%	262 19 7 8 180	48 19 7 8 180	715 69 15 11 418	28% 10% 2% 2% 58%	設問(3-1) の「あり」の件数 比率: 件数/(回答数)
(3-2) 車いすでの利用可能な レストランの有無		あり なし	2,019 335	83% 17%	805 72	733 72	91% 9%	295 97	198 97	605 126	83% 17%	未回答以外の合計 比率: 件数/(回答数)

宿泊施設のバリエーション調査（結果数値）

アンケート 返信数		2,202		全体合計数		ホテル		843		旅館		349		公共の宿		791		備 考						
設問	設問	回答	未回答	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率							
車いす利用可能な箇所数		1,684	未回答	450	27%	733	167	23%	198	42	21%	605	192	32%	40	7%	9	1%	7	1%	357	59%	回答数：設問(3-2)の「あり」の件数 比率：件数/(回答数)	
(4-1) 浴場等の有無		2,162	あり	1,494	68%	822	300	36%	343	331	95%	784	697	88%	87	11%	7	1%	未回答	未回答	未回答以外の合計	比率：件数/(合計数)		
(4-2) 浴場等内の手すりの有無		1,601	はい	852	53%	383	165	43%	332	187	56%	706	404	57%	302	43%	未回答	未回答	未回答以外の合計	比率：件数/(回答数)				
(4-3) 浴場等内の 補助具、設備等の有無		41	入浴用リフト	340	15%	135	6%	24	3%	4	0%	5	1%	66	19%	21	6%	3	1%	168	21%	8	1%	回答数：件数/(合計数) ※複数かが外
(4-4) 客室等から 脱衣所までの段差解消		1,587	はい	681	43%	371	160	43%	332	143	43%	704	288	41%	416	59%	未回答	未回答	未回答以外の合計	比率：件数/(回答数)				
(4-5) 脱衣所から 浴槽までの段差解消		1,578	はい	681	43%	368	144	39%	329	150	46%	701	297	42%	404	58%	未回答	未回答	未回答以外の合計	比率：件数/(回答数)				
(5-1) 一般客室入口の有効幅		2,066	65cm未満	64	3%	807	18	2%	325	8	2%	738	33	4%	497	63%	208	26%	0	0%	53	7%	回答数：未回答以外の合計 比率：件数/(合計数)	
(5-2) 一般客室の バスルームの有無		2,103	65~80cm	1,332	60%	517	61%	271	32%	109	31%	334	265	76%	372	47%	3	0%	36	5%	755	48%	回答数：未回答以外の合計 比率：件数/(合計数)	
(5-3) 一般客室の バスルーム入口有効幅		1,588	80cm以上	664	30%	6	0%	1	0%	3	1%	273	113	41%	177	42%	206	49%	177	42%	422	26%	回答数：未回答以外の合計 比率：件数/(回答数)	

宿泊施設のバリアフリー調査(結果数値)

設問	アンケート返信数		2,202		全体合計数		2,202		ホテル		.843		旅館		349		公共の宿		791		備考	
	回答 複数回答 未回答	回答数	比率	件数	回答数	比率	件数	比率	回答数	比率	件数	比率	回答数	比率	件数	比率	回答数	比率	件数	比率		
(5-4) 一般客室の バスルーム入口の段差	2cm未満 2~5cm 5cm以上 複数回答 未回答	1,572	17%	269	782	17%	23%	189	21%	189	71%	297	13%	70	17%	297	71%	420	12%	50	12%	回答数: 未回答以外の合計 比率: 件数/(回答数)
(5-5) 一般客室の トイレ入口の有効幅	65cm未満 65~80cm 80cm以上 複数回答 未回答	823	45%	372	167	45%	50%	114	46%	114	46%	246	46%	124	40%	124	40%	313	46%	144	46%	回答数: 未回答以外の合計 比率: 件数/(回答数)
(5-6) 一般客室の トイレ入口の段差	2cm未満 2~5cm 5cm以上 複数回答 未回答	807	52%	419	161	52%	59%	95	28%	95	17%	241	27%	65	22%	65	22%	310	54%	168	54%	回答数: 未回答以外の合計 比率: 件数/(回答数)
(6-1) 身障者用客室の有無	あり なし 未回答	2,128	38%	828	811	37%	4%	32	3%	32	4%	337	3%	12	2%	12	2%	773	45%	359	45%	回答数: 未回答以外の合計 比率: 件数/(回答数)
(6-2) 身障者用客室の 部屋の種類と数	和室 洋室SGL 洋室TWN 洋室TRP 和洋室 その他 未回答	828	7%	57	314	7%	3%	8	14%	45	14%	72	8%	6	5%	6	5%	359	6%	23	6%	回答数: 設問(6-1)の「あり」の件数 比率: 件数/(回答数) ※複数数かた
(6-3) 身障者客室入口有効幅	65cm未満 65~80cm 80cm以上 複数回答 未回答	826	1%	9	316	1%	1%	2	28%	88	28%	69	3%	25	12%	25	12%	355	1%	2	1%	回答数: 未回答以外の合計 比率: 件数/(回答数)
(6-4) 身障者用客室の バスルームの有無	あり なし 未回答	840	88%	743	315	88%	2%	7	12%	97	12%	73	85%	62	87%	62	85%	364	87%	317	87%	回答数: 未回答以外の合計 比率: 件数/(回答数)

宿泊施設のバリアフリー調査(結果数値)

設問	2,202		全体合計数		2,202		ホテル		旅館		公共の宿		備考	
	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率		
(6-5) 身障者用客室のバスルーム入口の有効幅	65cm未満 65～80cm 80cm以上 複数回答 未回答	755	63 160 530 2 —	8% 21% 70% 0% —	314	26 69 218 1 —	8% 22% 69% 0% —	66	12 24 30 0 —	18% 36% 45% 0% —	317	18 56 243 0 —	6% 18% 77% 0% —	回答数: 未回答以外の合計 比率: 件数/(回答数)
(6-6) 身障者用客室のバスルーム入口の段差	2cm未満 2～5cm 5cm以上 複数回答 未回答	756	618 62 75 1 —	82% 8% 10% 0% —	313	256 28 29 0 —	82% 9% 9% 0% —	66	40 9 16 1 —	61% 14% 24% 2% —	318	273 20 25 0 —	86% 6% 8% 0% —	回答数: 未回答以外の合計 比率: 件数/(回答数)
(6-7) 身障者用客室バスルームの補助具、設備等の有無	入浴用リフト シャワーチェア 手すり その他	743	66 290 602 44	9% 39% 81% 6%	308	4 108 275 26	1% 35% 89% 8%	62	3 29 39 4	5% 47% 63% 6%	317	56 133 241 7	18% 42% 76% 2%	回答数: 設問(6-4)の「あり」の件数 比率: 件数/(回答数) ※複数カウント
(6-8) 身障者用客室のトイレ内の手すりの有無	あり なし 未回答	389	353 36 —	91% 9% —	88	83 5 —	94% 6% —	62	49 13 —	79% 21% —	184	172 12 —	93% 7% —	回答数: 未回答以外の合計 比率: 件数/(回答数)
(6-9) 身障者用客室のトイレ入口の有効幅	65cm未満 65～80cm 80cm以上 複数回答 未回答	367	32 89 246 0 —	9% 24% 67% 0% —	79	7 19 53 0 —	9% 24% 67% 0% —	59	10 17 32 0 —	17% 29% 54% 0% —	178	8 45 125 0 —	4% 25% 70% 0% —	回答数: 未回答以外の合計 比率: 件数/(回答数)
(6-10) 身障者用客室のトイレ入口の段差	2cm未満 2～5cm 5cm以上 複数回答 未回答	366	337 18 11 0 —	92% 5% 3% 0% —	79	74 3 2 0 —	94% 4% 3% 0% —	59	49 6 4 0 —	83% 10% 7% 0% —	175	165 5 5 0 —	94% 3% 3% 0% —	回答数: 未回答以外の合計 比率: 件数/(回答数)
(6-11) 身障者用客室の補助具、設備等の有無(複数回答)	ギャッジベッド 天井走行リフト 床走行リフト その他	828	57 49 1 40	7% 6% 0% 5%	314	9 1 0 12	3% 0% 0% 4%	72	5 1 0 2	7% 1% 0% 3%	359	38 45 1 22	11% 13% 0% 6%	回答数: 設問(6-1)の「あり」の件数 比率: 件数/(回答数)
(7-1) 補助犬の受け入れ	客室、レストラン共可 客室のみ可 レストランのみ可 全館受け入れ不可 その他	2,006	1016 301 25 645 19	46% 14% 1% 29% 1%	786	468 99 12 201 6	56% 12% 1% 24% 1%	312	101 78 0 130 3	29% 22% 0% 37% 1%	713	351 91 11 254 6	44% 12% 1% 32% 1%	回答数: 未回答以外の合計 比率: 件数/(合計数)

宿泊施設のバリアフリー調査(結果数値)

アンケート返信数	2,202		全体合計数 2,202		ホテル 843		旅館 349		公共の宿 791		備考	
	設問	回答	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率		
		未回答	196	9%	57	7%	37	11%	78	10%		
(8-1) 点状ブロック等の有無	あり なし 未回答		2,143	13%	824	9%	336	5%	771	20%	回答数: 未回答以外の合計 比率: 件数/(合計数)	
(8-2) 点字表示等の有無	あり なし 未回答		2,142	6%	823	6%	337	3%	768	8%	回答数: 未回答以外の合計 比率: 件数/(合計数)	
(8-3) 音声案内装置の有無	あり なし 未回答		2,146	3%	824	3%	338	2%	771	3%	回答数: 未回答以外の合計 比率: 件数/(合計数)	
(8-4) 点字メニューの有無	あり なし レストラン等がない 複数回答 未回答		2,145	1%	823	1%	338	0%	770	1%	回答数: 未回答以外の合計 比率: 件数/(合計数)	
(8-5) ELVの視覚障害者への配慮	あり なし ELVなし 複数回答 未回答		2,092	32%	810	33%	338	19%	747	40%	回答数: 未回答以外の合計 比率: 件数/(合計数)	
(8-6) 緊急連絡装置の有無	あり なし 未回答		2,095	33%	812	33%	330	30%	751	36%	回答数: 未回答以外の合計 比率: 件数/(合計数)	
(8-7) 聴覚障害者への 連絡手段の有無	あり なし 未回答		2,103	9%	805	12%	334	6%	762	7%	回答数: 未回答以外の合計 比率: 件数/(合計数)	
(9-1) バリアフリーに関する アピールコメントの有無	あり		2,202	21%	843	17%	349	25%	791	19%	回答数: 1行目の合計数 比率: 件数/(回答数)	
身障者用客室平面図の有無	あり		828	710	86%	314	285	91%	72	50	69%	回答数: 設問(6-1)の「あり」の件数 比率: 件数/(回答数)
広告掲載の希望について	する しない 未回答		1,602	276	13%	592	99	12%	269	31	9%	回答数: 未回答以外の合計 比率: 件数/(合計数)

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則
(平成六年建設省令第二十六号)

最終改正：平成十五年三月二十五日

(特定施設)

第一条 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第九号の国土交通省令で定める施設は、浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）とする。

(身分証明書の様式)

第二条 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定

建築物の建築の促進に関する法律（以下「法」という。）第四条第四項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第一号様式によるものとする。

(計画の認定の申請)

第三条 法第六条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記第二号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類		明示すべき事項
付近見取図		方位、道路及び目標となる地物
配置図		縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、特定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに令第七条第二号に規定する点状ブロック等（以下単に「点状ブロック等」という。）及び令第十四条第二項第一号に規定する線状ブロック等（以下単に「線状ブロック等」という。）の位置、敷地内の車路及び車寄せの位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅並びに案内設備の位置
各階平面図		縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、特定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等、高齢者、身体障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、昇降機の位置、車いす使用者用便房のある便所、腰掛便座及び手すりの設けられた便房（車いす使用者用便房を除く。以下この条において同じ。）のある便所、床置き式の小便器その他これに類する小便器のある便所及びこれら以外の便所の位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅、第十七条第一号に規定する車いす使用者用浴室等の位置、第十八条第一項に規定する車いす使用者用客室の位置並びに案内設備の位置
縦断面図	階段又は段	縮尺並びにけあげ及び踏面の構造及び寸法
	傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
構造詳細図	昇降機	縮尺並びにかご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）、昇降路及び乗降ロビーの構造（かご内に設けられるかごの停止する予定の階を表示する装置、かごの現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着するかごの昇降方向を表示する装置の位置並びにかご内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。）
	便所	縮尺、車いす使用者用便房のある便所の構造、車いす使用者用便房並びに腰掛便座及び手すりの設けられた便房の構造並びに床置き式の小便器その他これに類する小便器の構造
	浴室等	縮尺及び第十七条第一号に規定する車いす使用者用浴室等の構造

(計画の記載事項)

第四条 法第六条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、特定建築物の建築等の事業の実施時期とする。

(認定通知書の様式)

第五条 所管行政庁は、法第六条第三項の規定により計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記第三号様式による通知書に第三

条の申請書の副本（法第六条第七項の規定により適合通知を受けて計画の認定をした場合にあっては、第三条の申請書の副本及び当該適合通知に添えられた建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

（利用円滑化誘導基準）

第六条 法第六条第三項第一号の国土交通省令で定める特定施設の構造及び配置に関する基準は、次条から第二十一条までに定めるところによる。

（出入口）

第七条 多数の者が利用する出入口（次項に規定するもの並びにかご、昇降路、便所及び浴室等に設けられるものを除き、かつ、二以上の出入口を併設する場合には、そのうち一以上のものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、九十センチメートル以上とすること。
- 二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

2 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
- 二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

（廊下等）

第八条 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、百八十センチメートル以上とすること。ただし、五十メートル以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあっては、百四十センチメートル以上とすることができる。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 四 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 五 側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、身体障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずること。
- 六 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等に突出物を設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

七 高齢者、身体障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けること。

2 前項第一号及び第四号の規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める廊下等の部分には、適用しない。

（階段）

第九条 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとしなければならない。

- 一 幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。
- 二 けあげの寸法は、十六センチメートル以下とすること。
- 三 踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。
- 四 踊場を除き、両側に手すりを設けること。
- 五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 六 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大ききこと等により段を容易に識別できるものとする。
- 七 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。
- 八 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 九 主たる階段は、回り階段でないこと。

（傾斜路又は昇降機の設置）

第十条 多数の者が利用する階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又は昇降機（二以上の階にわたるときには、第十二条に定めるものに限る。）を設けなければならない。ただし、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）

第十一条 多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、階段に代わるものにあつては百五十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては百二十センチメートル以上とすること。
- 二 勾配は、十二分の一を超えないこと。
- 三 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
- 四 高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。
- 五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

六 その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。

七 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 前項第一号から第三号までの規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める傾斜路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

（昇降機）

第十二条 多数の者が利用する昇降機（次条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を設ける場合には、第一号及び第二号に規定する階に停止するかごを備えた昇降機を、第一号に規定する階ごとに一以上設けなければならない。

一 多数の者が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、第十七条第一号に規定する車いす使用者用浴室等又は第十八条第一項に規定する車いす使用者用客室がある階

二 直接地上へ通ずる出入口のある階

2 多数の者が利用する昇降機及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。

一 かご及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

二 かごの奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

三 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。

四 かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

五 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

3 第一項の規定により設けられた多数の者が利用する昇降機及びその乗降ロビーは、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一 かごの床面積は、一・八三平方メートル以上とすること。

二 かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。

三 かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

4 不特定かつ多数の者が利用する昇降機にあっては、第二項第一号、第二号及び第四号並びに前項第一号及び第二号に定めるものでなければならない。

5 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用する昇降機及びその乗降ロビーは、第二項第二号、第四号及び第五号並びに第三項第二号及び第三号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一 かごの床面積は、二・〇九平方メートル以上とす

ること。

二 かご及び昇降路の出入口の幅は、九十センチメートル以上とすること。

三 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百八十センチメートル以上とすること。

6 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する昇降機及びその乗降ロビーは、第三項又は前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

一 かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

二 かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

三 かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

（特殊な構造又は使用形態の昇降機）

第十三条 階段又は段に代わり、又はこれに併設する特殊な構造又は使用形態の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造としなければならない。

（便所）

第十四条 多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものでなければならない。

一 多数の者が利用する便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、車いす使用者用便房を設けること。

二 多数の者が利用する便所が設けられている階の車いす使用者用便房の数は、当該階の便房（多数の者が利用するものに限る。以下この号において同じ。）の総数が二百以下の場合にあっては当該便房の総数に五十分の一を乗じて得た数以上とし、当該階の便房の総数が二百を超える場合にあっては当該便房の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上とすること。

三 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 車いす使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。

五 多数の者が利用する便所に車いす使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車いす使用者用便房が設けられている便所が

- 設けられていない場合には、当該便所内に腰掛便座及び手すりの設けられた便房を一以上設けること。
- 2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、床置き式の小便器その他これに類する小便器を一以上設けなければならない。

(敷地内の通路)

第十五条 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

一 段がある部分及び傾斜路を除き、幅は、百八十センチメートル以上とすること。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

三 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 段がある部分は、次に掲げるものとする。

イ 幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあつては、手すりの幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。

ロ けあげの寸法は、十六センチメートル以下とすること。

ハ 踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。

ニ 両側に手すりを設けること。

ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。

ヘ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまづきにくい構造とすること。

五 段を設ける場合には、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又は昇降機を設けなければならない。

六 傾斜路は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、段に代わるものにあつては百五十センチメートル以上、段に併設するものにあつては百二十センチメートル以上とすること。

ロ 勾配は、十五分の一を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの(勾配が二十分の一を超えるものに限る。)にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

ニ 高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。

ホ その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。

- 2 多数の者が利用する敷地内の通路(道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。)が地形の特殊性により前項の規定によることが困難である場合においては、同項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、当該敷地内の通路が設けられた建築物の車寄せから直接地上へ通

ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り、適用する。

- 3 第一項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める敷地内の通路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

(駐車場)

第十六条 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合にあつては当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合にあつては当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。

(浴室等)

第十七条 多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、そのうち一以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)は、次に掲げるものでなければならない。

一 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の浴室等(以下「車いす使用者用浴室等」という。)であること。

二 出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(車いす使用者用客室)

第十八条 ホテル又は旅館には、客室の総数が二百以下の場合には当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室の総数が二百を超える場合は当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用できる客室(以下「車いす使用者用客室」という。)を設けなければならない。

2 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所が設けられている場合は、この限りでない。

イ 便所内に車いす使用者用便房を設けること。

ロ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、第十四条第一項第三号イ及びロに掲げるものであること。

三 浴室等は、前条各号に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が設けられている場

合は、この限りでない。

(案内設備までの経路)

第十九条 建築物又はその敷地に当該建築物の案内設備を設ける場合には、道等から当該案内設備までの主たる経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）を、視覚障害者利用円滑化経路にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(増築等又は修繕等に関する適用範囲)

第二十条 建築物の増築若しくは改築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）又は建築物の修繕若しくは模様替（特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。）をする場合には、第七条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- 一 当該増築等又は修繕等に係る部分
- 二 道等から前号に掲げる部分までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、昇降機及び敷地内の通路
- 三 多数の者が利用する便所のうち一以上のもの
- 四 第一号に掲げる部分から車いす使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、昇降機及び敷地内の通路
- 五 多数の者が利用する駐車場のうち一以上のもの
- 六 車いす使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、昇降機及び敷地内の通路
- 七 多数の者が利用する浴室等
- 八 第一号に掲げる部分から車いす使用者用浴室等（前号に掲げるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、昇降機及び敷地内の通路
- 九 ホテル又は旅館の客室のうち一以上のもの
- 十 第一号に掲げる部分から前号に掲げる客室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、昇降機及び敷地内の通路

2 前項第三号に掲げる建築物の部分について第十四条の規定を適用する場合には、同条第一項第一号中「便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、」とあるのは「便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）に、」と、同項第二号中「便所が設けられている階の」とあるのは「便所の」と、「当該階の」とあるのは「当該便所の」と、同条第二項中「便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち」とあるのは「便所を設ける場合には、そのうち」とする。

3 第一項第五号に掲げる建築物の部分について第十六条の規定を適用する場合には、同条中「当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合にあっては当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が

二百を超える場合にあっては当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上」とあるのは「一以上」とする。

4 第一項第九号に掲げる建築物の部分について第十八条の規定を適用する場合には、同条中「客室の総数が二百以下の場合には当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室の総数が二百を超える場合は当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上」とあるのは「一以上」とする。

(特別特定建築物に関する読替え)

第二十一条 特別特定建築物における第七条から前条まで（第八条第一項第三号及び第六号、第九条第八号、第十一条第一項第七号、第十二条第四項から第六項まで並びに第十九条を除く。）の規定の適用については、これらの規定（第十二条第三項及び第十八条第二項を除く。）中「多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する」と、第十二条第三項中「多数の者が利用する」とあるのは「主として高齢者、身体障害者等が利用する」と、前条中「特定建築物」とあるのは「特別特定建築物」とする。

(法第七条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更)

第二十二条 法第七条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、特定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする。

(表示等)

第二十三条 法第九条第一項の国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 広告
- 二 契約に係る書類
- 三 その他国土交通大臣が定めるもの

2 法第九条第一項の規定による表示は、第四号様式により行うものとする。

(法第十四条第一項第一号の国土交通省令で定める安全上及び防火上の基準)

第二十四条 法第十四条第一項第一号の国土交通省令で定める安全上及び防火上の基準は、次のとおりとする。

- 一 専ら車いす使用者の利用に供する昇降機の設置に係る特定建築物の壁、柱、床及びはりは、当該昇降機の設置後において構造耐力上安全な構造であること。
- 二 当該昇降機の昇降路は、出入口の戸が自動的に閉鎖する構造のものであり、かつ、壁、柱及びはり（当該特定建築物の主要構造部に該当する部分に限る。）が不燃材料で造られたものであること。

(法第十四条第一項第二号の国土交通省令で定める安全上の基準)

第二十五条 法第十四条第一項第二号の国土交通省令で定める安全上の基準は、次のとおりとする。

- 一 昇降機のかご内及び乗降ロビーには、それぞれ、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。この場合において、乗降ロビーに設ける制御装置は、施錠装置を有する覆いを設ける等当該制御装置の利用を停止することができる構造とすること。
- 二 昇降機は、当該昇降機のかご及び昇降路のすべて

の出入口の戸に網入ガラス入りのはめごろし戸を設ける等により乗降ロビーからかご内の車いす使用者を容易に覚知できる構造とし、かつ、かご内と常時特定建築物を管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置が設けられたものとする。

.....

身体障害者補助犬法の概要

1 目的

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与すること。

2 身体障害者補助犬の定義

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

ア 盲導犬とは、道路交通法で定める盲導犬であって、厚生労働大臣が指定した法人から認定を受けている犬

(当分の間は、国家公安委員会が指定した法人から認定を受けている犬)

イ 介助犬とは、肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助等肢体不自由を補う補助を行う犬であって、厚生労働大臣が指定した法人から認定を受けている犬

ウ 聴導犬とは、聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼出音等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、及び必要に応じ音源への誘導を行う犬であって、厚生労働大臣が指定した法人から認定を受けている犬

3 身体障害者補助犬の訓練事業者の義務

訓練事業者は、身体障害者補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、医師、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。

4 施設等における身体障害者補助犬の同伴等

(1) 国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者等は、その管理する施

設等を身体障害者が利用する場合、身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。(不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者に係る部分は平成15年10月1日施行)

(2) 身体障害者補助犬には、その使用者のために訓練された身体障害者補助犬である旨を明らかにするための表示をしなければならない。

(3) 施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴・使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようにその行動を十分管理しなければならない。

5 身体障害者補助犬の認定等

(1) 厚生労働大臣は、身体障害者補助犬の種類ごとに、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする公益法人又は社会福祉法人であって、身体障害者補助犬の認定の業務を適切かつ確実にを行うことができると認められるものを指定する。

(2) 指定法人は、身体障害者補助犬とするために育成された犬であって、申請があったものについて、身体障害者がこれを同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとる能力を有すると認める場合には、その旨の認定を行わなければならない。

6 身体障害者補助犬の衛生の確保

身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないように努めなければならない。

7 国民は、身体障害者補助犬を使用する身体障害者に対し、必要な協力をするよう努めなければならない。

SSKA 脊損のしおり

高齢者・障害者のための宿泊施設のバリアフリーに関する調査研究

定 価／1,000 円 (税込)

発 行 日 2003 年 10 月 27 日

発 行 人 障害者団体定期刊行物協会 東京都世田谷区砧 6-26-21

編集・発行 社団法人全国脊髄損傷者連合会

東京都江戸川区南葛西 5-13-6 〒134-0085 Tel.03-5605-0871 Fax.03-5605-0872



1971年8月7日第3種郵便物認可（毎月6回1の日6の日発行）2003年10月27日発行SSKA増刊通巻第4678号



社団法人 全国脊髄損傷者連合会 編